

平成 29 年度

第 2 回高知県農業経営・生産対策に関する第三者委員会

配布資料

- ・強い農業づくり交付金・産地パワーアップ事業について
- 1) 平成 29 年度産地パワーアップ事業について
- 2) 国事業と連携した県事業の取組み

日時：平成 29 年 12 月 6 日（水） 13：20～

場所：JA コスモス 日高支所 2 階会議室

産地・流通支援課

産地パワーアップ事業(整備事業)の実施状況(平成29年度実施)

○ 整備事業

平成29年度 事業費388,973千円 補助金額171,076千円 (計画承認額)

⑧ ナス 低コスト耐候性ハウス



- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるナスの出荷量増加

事業費233,452千円 (補助金102,676千円)

⑨ 有機野菜(トマト) 低コスト耐候性ハウス



- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるナスの出荷量増加

事業費69,120千円 (補助金30,400千円)

⑩ トマト 低コスト耐候性ハウス



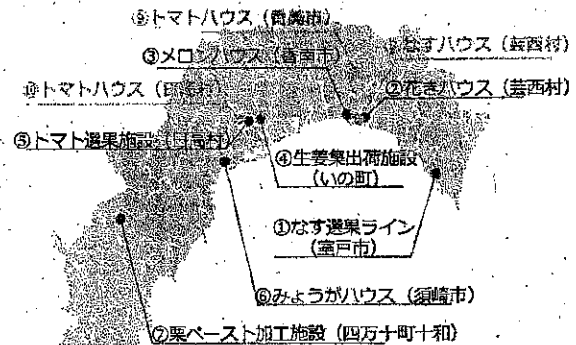
市町村名 日高村
事業主体 JAコスモス
実施地区 日高村(トマト)
受益戸数 1戸
受益面積 0.3 ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるトマトの出荷量増加

事業費36,400千円 (補助38,000千円)

【低コスト耐候性ハウス】

50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるもの。



①～⑦は平成28年度(繰越)事業で実施

○ 生産支援事業

平成29年度 事業費659,884千円 補助金額328,880千円 (計画承認額)

環境制御装置

- ・ハウス内を植物の栽培に適する環境に制御することにより収量・品質の向上を図る



- 高知県再生協議会(県内全域を対象)
 - ・施設野菜、果樹、花卉
 - ・県内199名の環境制御装置等のリース導入

- 室戸市、田野町、安田町、香南市等の地域再生協議会
 - ・施設野菜、施設花きハウスへの環境制御装置等の導入
 - ・県内40名の環境制御装置のリース導入

その他の活用事例

○循環式養液栽培装置



- 【須崎市・四万十町 ミユウガ】
 - ・土壌病害の回避や生産量増加の効果
 - ・栽培養液を循環利用して肥料代を削減
 - ・取組主体数(須崎市30名、四万十町3名)

○ニラの洗浄そぐり機・結束機



- 【香南市・香美市・四万十町 ニラ】
 - ・生産者による手選別から機械選別へ
 - ・生産者の労力軽減、選別の均一化
 - ・導入台数 合計25台

○長期展張フィルム



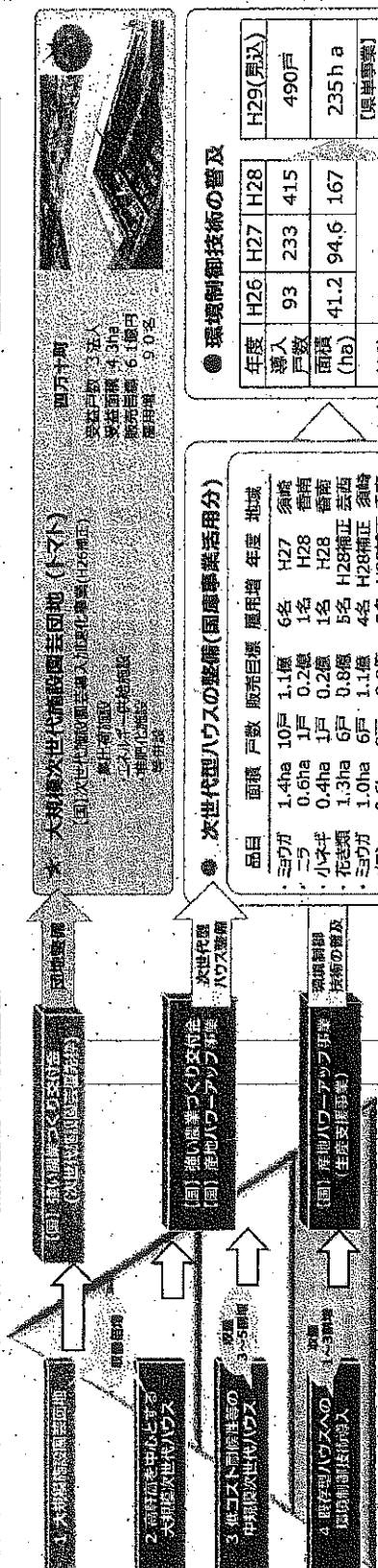
- 【安田町・安芸市 なす、ピーマン等】
 - ・長期間張りかえの不要な被服資材
 - ・光の透過率がよく、作物の生育を促進
 - ・取組主体数(安田町2名、安芸市1名)

産地パワーアップ事業等の活用(H27~H29)

次世代型新規施設園芸システムの普及、環境制御技術の普及、新規次世代型施設園芸団地の形成により生産性を高め、拡大再生産の好循環を創出する。

次世代型新規施設園芸システムの普及

園芸先進国オランダの技術を、高知の環境条件や品目の特性に応じて進化させたシステムであり、既存ハウスへの環境制御技術と環境制御機器を標準装備した次世代型ハウスの普及等により生産性を大幅に高め、拡大再生産の好循環を創出する！



オランダの先進技術を高知の施設園芸へ!!

毎年20~50名の農家、学生、農業関係者がオランダ訪問を継続！

10a以上の収量者(1ヘクタール) 日本産 5t/ha

産地のさらなる強化へ！

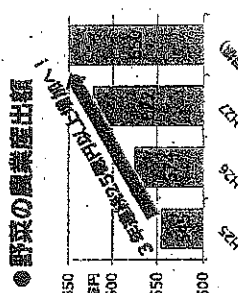
▲ 集出荷場の整備等

整備内容	受益戸数	面積	現状販売額→目標	年度
・キウリ出荷ライン	78戸	14.6ha	7.0億 → 7.64億	H27
・キウリ自動選果ライン	222戸	51.7ha	3.3億 → 3.8億	H28
・ピーマン自動秤量包装机	9戸	2.4ha	1.52億 → 2.1億	H28
・ニラ調整・計量ライン	11戸	8.8ha	2.86億 → 3.19億	H28
・なす自動軟果ライン	52戸	13.7ha	3.9億 → 4.5億	H28補正
・ミワガ包装机等	199戸	69.5ha	15.1億 → 20.5億	H28基金
集計	571戸	160.7ha	33.6億 → 41.7億	(8.1億補助)

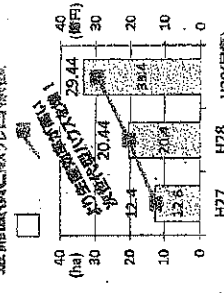
農業クラスタの形成でさらなる好循環へ！

- ① 種苗供給施設 (0.5ha)
 - 四万十町 受益戸数 99戸
 - 受益面積 4.3ha
 - 【国】産地パワーアップ(H28補正)
- ② しょうが集出荷貯蔵施設
 - いの町 受益戸数 30戸
 - 受益面積 1.1ha
 - 【国】産地パワーアップ(H28補正)
- ③ 夏バースト加工施設
 - 四万十町 受益戸数 14戸
 - 受益面積 1.4ha
 - 【国】産地パワーアップ(H28補正)
- ④ トマト集出荷 貯蔵施設
 - 日高村 受益戸数 29戸
 - 受益面積 12.86ha
 - 【国】産地パワーアップ(H28補正)
- ⑤ トマト集出荷 貯蔵施設
 - 日高村 受益戸数 29戸
 - 受益面積 12.86ha
 - 【国】産地パワーアップ(H28補正)

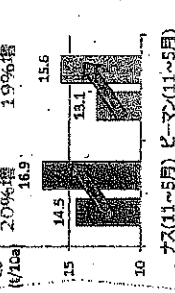
産地の縮小に歯止めをかけ、拡大再生産の好循環へ！



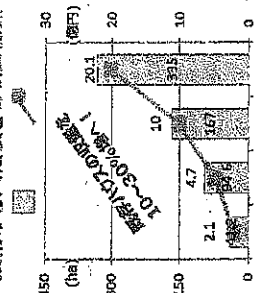
● 新たな次世代型ハウスの整備面積と販売目標額



● 環境制御技術の増収効果

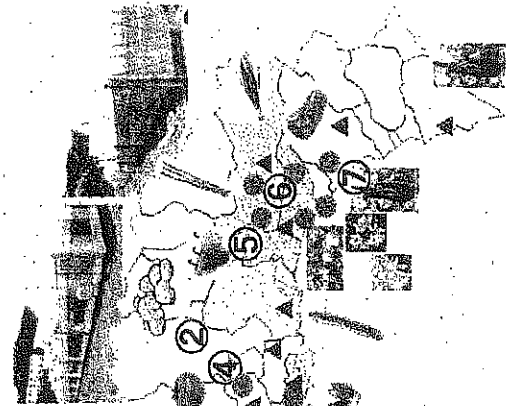


● 既存ハウスへの環境制御技術の導入面積と増収目標額



● 農業クラスタの形成(H28~) 7つのプロジェクトがスタート!

- ⑥ 南門市通元野菜クラスタ
 - 雇用増 10名
 - 販売額増 0.8億円
- ⑦ 安芸市ガス産地パワーアップ
 - 雇用増 15名
 - 販売額増 1億円



● 環境制御技術の普及

年度	H26	H27	H28	H29(予定)
導入戸数	93	233	415	490戸
面積 (ha)	41.2	94.6	167	235ha
補助事業				【国】産地パワーアップ事業

● 次世代型ハウスの整備(国産事業活用分)

品目	面積	戸数	販売目標	雇用増	年度	地域
・ミワガ	1.4ha	10戸	1.1億	6名	H27	須崎
・ニラ	0.6ha	1戸	0.2億	1名	H28	香南
・小ネギ	0.4ha	1戸	0.2億	1名	H28	香南
・花き類	1.3ha	6戸	0.8億	5名	H28補正	安西
・ミワガ	1.0ha	6戸	1.1億	4名	H28補正	須崎
・メロン	0.6ha	3戸	0.8億	2名	H28補正	須崎
・ナス	0.8ha	2戸	0.6億	3名	H29	安西
・有線野菜	0.2ha	1戸	0.2億	1名	H29	安西
・トマト	0.3ha	1戸	0.2億	1名	H29	白土
計	6.7ha	31戸	5.2億	24名		

★：次世代型施設園芸団地(国産)
 ●：次世代型ハウス(国産)
 ▲：集出荷場の整備等(国産)

①~⑦：農業クラスタ

おかげさまで！
 こうちの園芸の
 次世代化が
 (ハ・ホ・ニ)一気に
 進んできましたよ！

国事業と連携した県事業（農業クラスター）の取り組み

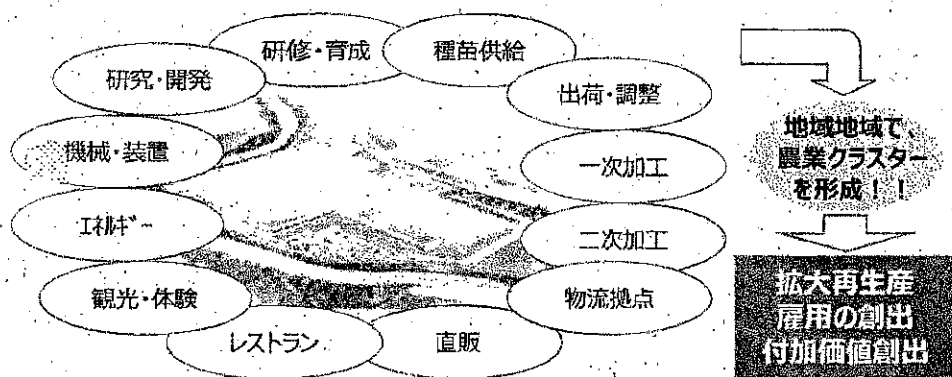
次世代型ハウス・農業クラスター促進事業（県単）

○農業クラスター加算事業区分（補助率10%を加算）

- ・農業クラスタープランに位置づけられた次世代型ハウス又は生産関連施設の整備について補助率を加算
- ①概ね50a以上の次世代型ハウスの整備等による生産面積の拡大があること。
- ②異なる2業種以上の関連産業の集積がみられ、それぞれの関連産業で1名以上（計2名以上）の新たな雇用（1名あたり週20時間以上の雇用）が見込まれること。

農業クラスターとは

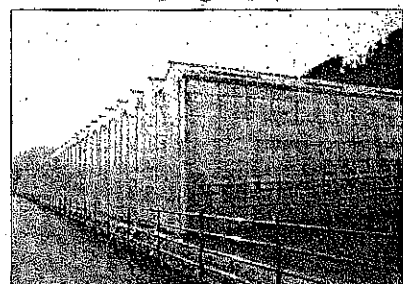
それぞれの地域に根差した園芸農業の強みを活かし、次世代型ハウス団地等の整備により、それら**生産基盤のさらなる強化**を図ると共に、加工施設や物流施設、直販所やレストラン等**関連産業を集積**させて、**さらなる付加価値と雇用の創出**を実現させる取り組み。



次世代型ハウスとは

- ・ハウスの軒高が2.5m以上
- ・耐風速 35m/s以上
- ・環境制御機器を設備

これまでのハウス栽培と比べ、大幅に生産量が増える

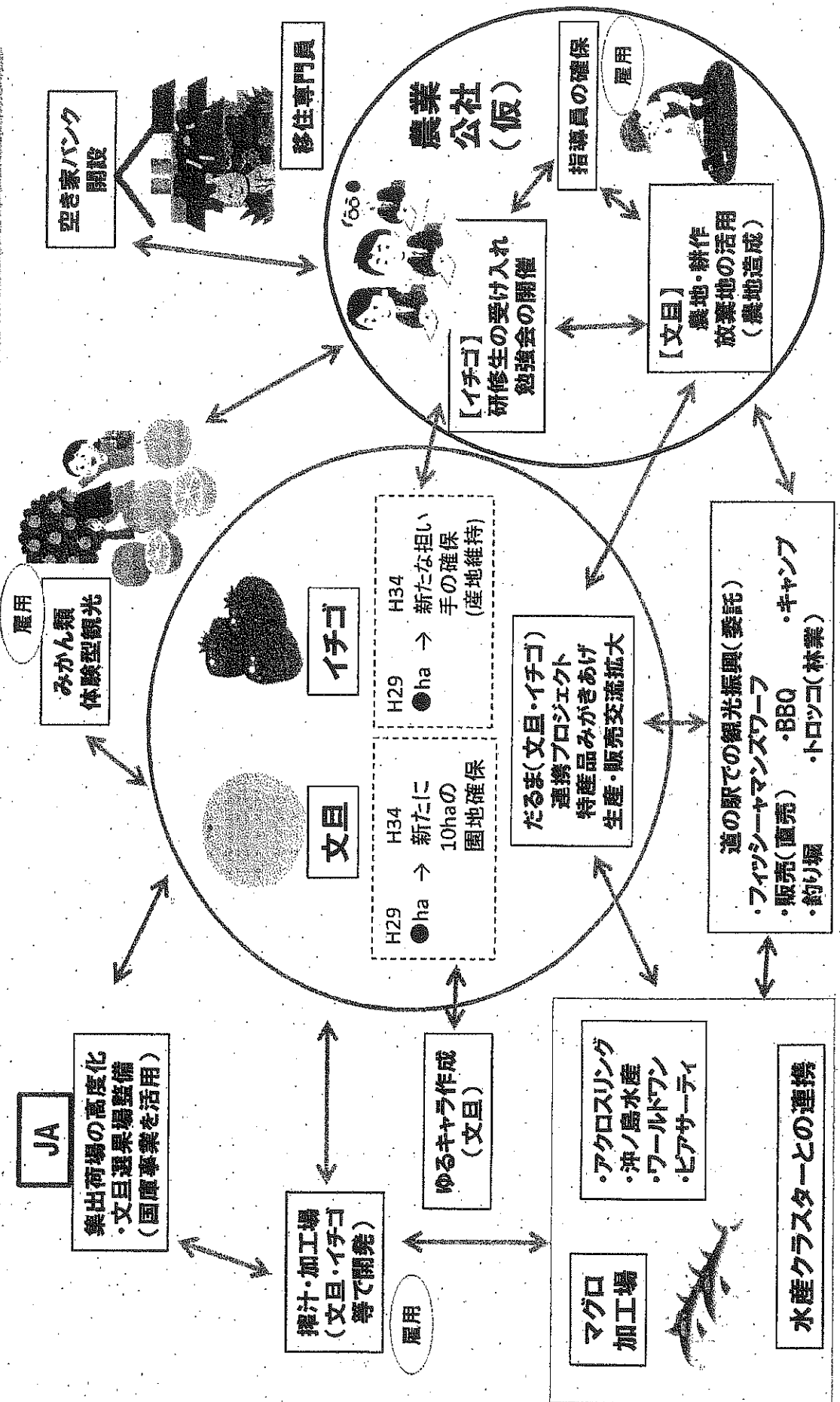


●H30年度計画 農業クラスター加算事業の活用（別紙：イメージ図）

事業主体 (実施地区)	事業内容 事業費	農業クラスターの概要 (関連産業の集積、新たな雇用創出)
JA 高知はた (宿毛市)	文旦選果場 整備 対象事業費：247,500千円 〔県加算分：24,750千円〕	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市が新たに文旦園地を整備し、地元生産者の生産拡大を支援。また、【(仮称)宿毛市農業公社】を介した篤農家での研修制度など担い手の確保・育成の実践に向け検討中。文旦を活用した観光・水産業との連携していくクラスターを検討中 ・(仮称)宿毛市農業公社で1名、二次加工施設(鮎たれ漬け加工施設)1名、新たな雇用を生み出す計画
JA 高知はた (黒潮町)	ニラ包装設備 整備 対象事業費：44,195千円 〔県加算分：4,419千円〕	<ul style="list-style-type: none"> ・黒潮町の農業振興(ニラ・キュウリ・レモン等)の中で、近年、生産面積が拡大しているニラに関してJA集出荷場での充実を目指す。 ・生産分野と関連する産業の集積、新たな雇用の創出に向けてプラン検討中。
四万十あおぞらファーム (株) (四万十町)	育苗施設及び設備 整備 対象事業費：9,996千円 〔県補助金：4,998千円〕	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代施設園芸団地でのトマト生産を核として、バイオマス供給施設、種苗供給施設、農産品加工・販売業者、地元レストラン等が連携したクラスターに取り組む
(仮称)四万十リサイクル協議会 (四万十町)	有機物処理・利用施設 整備 対象事業費：62,000千円 〔県補助金：31,000千円〕	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、新たに育苗施設及び設備と有機物処理・利用施設を整備することで、クラスタープランの充実が図られる ・次世代施設園芸団地で約90名、育苗施設で約10名の雇用が生み出され、さらに、育苗施設の増加で1名、有機物処理・利用施設で1名の新たな雇用を生み出す計画

(素案)宿毛文旦・イチゴ産地拡大プロジェクト

宿毛市の主要農産物である「文旦」・「イチゴ」の産地拡大のため、(仮称)宿毛市農業公社を設立し、担い手の確保・育成の取り組みを強化し、生産地加となった文旦・イチゴを搾汁や加工等して、道の駅等での文旦・イチゴの販路促進を真践していくことで、宿毛市の1次産業・2次産業・3次(観光)の振興を強化する。



黒潮町農業クラスター構想 (素案)

解決するべき地域課題
 (農業所得向上・安定) (多様な雇用の創出)

農業 公社

育苗

ハウスの確保
 研修

新規就農者の確保

連携

JA集出荷場

ニラそぐりセンターの充実
 ★包装設備の整備

連携

最新技術による生産量の増加

複合経営モデルの検討

品目を超えた相互協力体制の構築

主カ品目
キュウリ

新興品目
ニラ・レモン

農家

レモン

キュウリ ●ha H29 ●ha H33 ●ha(目標) H33 ●ha(目標) H33

ニラ ●ha H29 ●ha H33 ●ha(目標) H33

連携

加工 Tutu ケーキ山本 酒蔵(未定) 居酒屋」

道の駅

SHOP

雇用

連携

空き家

民泊 集落活動センター

宿泊

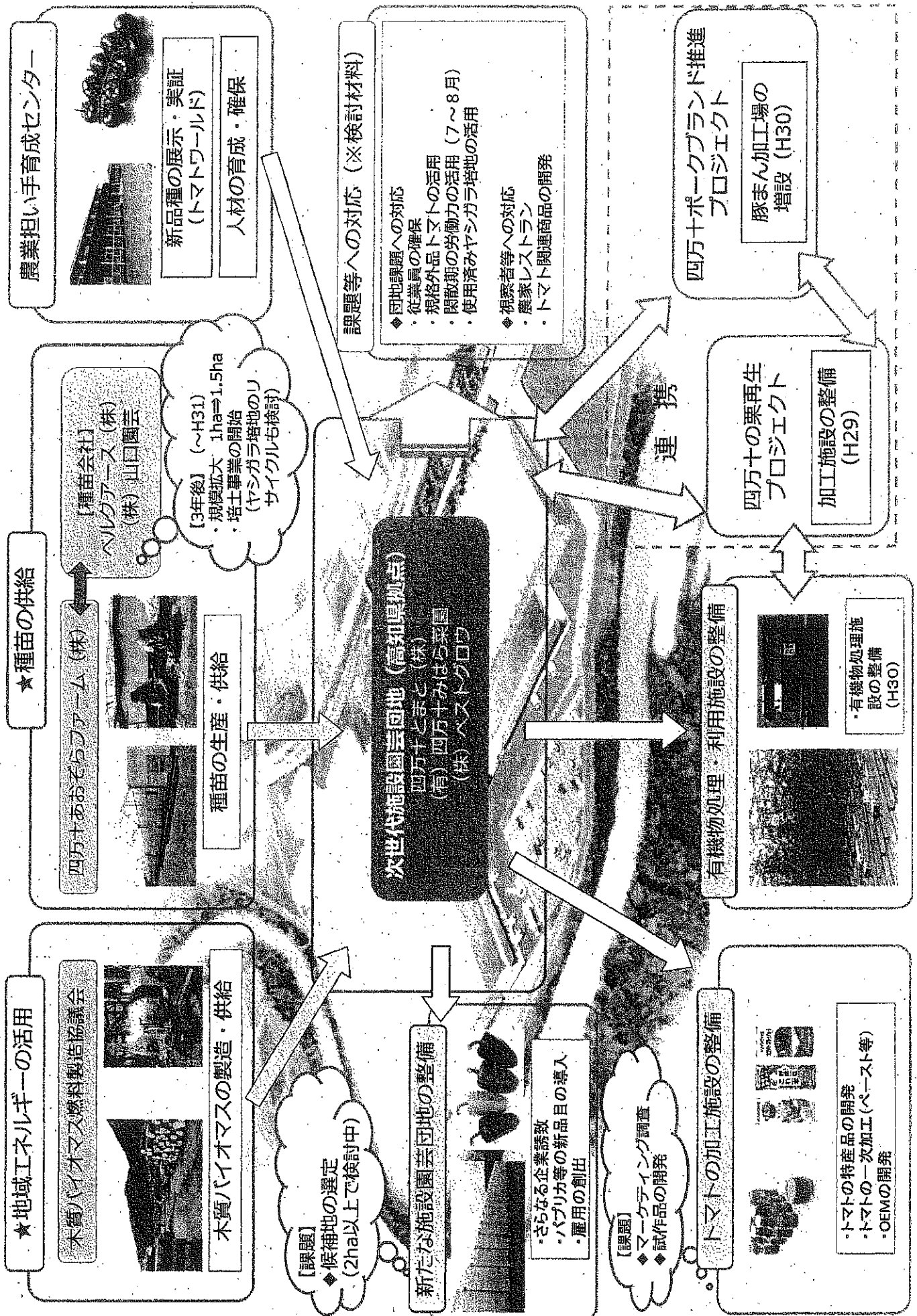
連携

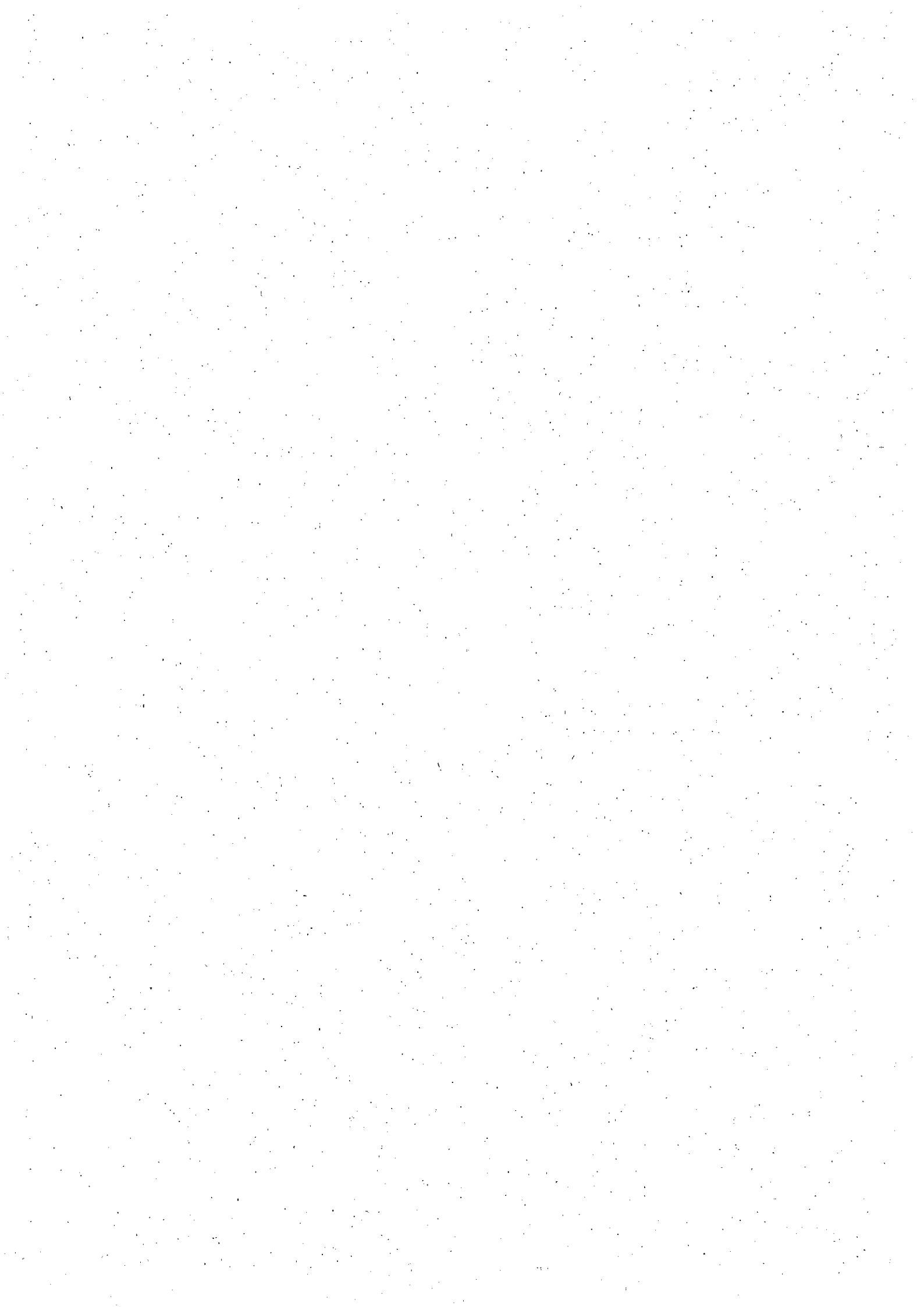
観光 (スポーツイベント)

サーフアー

水産

四万十次世代モテルプロジェクト





平成 29 年度

第 2 回高知県農業経営・生産対策に関する第三者委員会

配布資料

環境保全型農業直接支払交付金について

- 環境保全型農業直接支払交付金に係る中間年評価について
 - 1) 交付状況の点検
 - 2) 環境保全効果等の評価
 - 3) 地域特認取組の自己点検
 - 4) 取組に関する課題や今後の取組方向等

日時：平成 29 年 12 月 6 日（水） 13：20～

場所：JA コスモス 日高支所 2 階会議室

環境農業推進課



環境保全型農業直接支払交付金
高知県 中間年評価報告書

第1章 交付状況の点検

項 目	27年度	28年度	29年度 (見込み)	点検
実施市町村数	18	19	18	<p>実施市町村数: 29年度は18と1減になっているが、30年度に取組を再開する意向があり。</p> <p>実施件数: 27年度55件(農家戸数: 309戸) → 28年度44件(農家戸数: 505戸)と件数は減少したが、個人で取り組んでいた農業者がグループ化したため、29年度は43件(農家戸数: 368戸)の見込み。農家戸数減少の理由は、高齢化、病気休養のほか、交付金の満額交付がされないなどの理由による。</p> <p>実施面積: 28年度は27年度より21ha増加したが、29年度は28年度より4ha減少した。</p> <p>高知県作付面積のうち、実施面積の占める割合は、水稻でも1.0%と低い。</p> <p>今後とも引き続き実施市町村数、件数の増加を目指して推進していく。</p>
実施件数	55	44	43	
交付額計(千円)	17,062	18,409	17,543	
実施面積計(ha)	222	243	239	
水稻(ha)	132	140	130	
麦・豆類(ha)	3	5	9	
いも・野菜類(ha)	25	30	29	
果樹・茶(ha)	61	63	65	
花き・その他(ha)	1	6	6	
カバークロープ	実施件数	3	4	
	実施面積(ha)	9	14	23
	交付額(千円)	683	1,140	1,752

堆肥の施用	実施件数	6	2	3	主に水稲で実施されている。 取組面積減少の理由は、前年度取組者が「カバークロープの取組」等別の取組に変更したため。
	実施面積 (ha)	20	16	9	
	交付額 (千円)	864	477	364	
有機農業	実施件数	27	30	28	水稲、麦・豆類、いも・野菜類等様々な作物で実施されている。県として有機農業の拡大(目標:耕地面積の1%、H31に284ha)を目指している。
	実施面積 (ha)	110	127	130	
	交付額 (千円)	8,767	9,896	9,923	
地域特認取組					
冬期湛水管理 (有機質肥料施用・畦補強等実施)	実施件数	9	13	8	水稲で実施されている。 29年度農家戸数減の理由は、高齢化、病気休養のほか交付金の満額交付がされないなどにより取りやめた農家がいたため。
	実施面積 (ha)	77	80	29	
	交付額 (千円)	6,176	6,446	2,237	
冬期湛水管理 (有機質肥料施用・畦補強等未実施)	実施件数			1	
	実施面積 (ha)			41	
	交付額 (千円)			2,763	
冬期湛水管理 (有機質肥料未施用・畦補強等実施)	実施件数			1	
	実施面積 (ha)			1	
	交付額 (千円)			40	
インセクター ープランツの 植栽	実施件数			1	29年度より露地オクラで実施されている。
	実施面積 (ha)			0(45a)	
	交付額 (千円)			34	
土着天敵の温 存利用技術	実施件数	18	1	1	主に野菜(ピーマン)で実施されている。27年度に実施件数が減少した理由は、個人で取り組んでいた農業者がグループになったため。
	実施面積 (ha)	7	6	6	
	交付額 (千円)	572	450	428	
特別栽培農産物 認証状況	栽培面積 (ha)				県独自の農産物認証は実施していない。エコファーマー認定数は微増。なお、環直実施対象者については特例措置を利用する者が多くなっている (27年度:45.5%、28年度:66.0%)。
	農家数 (戸)				
エコファーマー認定件数		169	171		

第2章 環境保全効果等の評価

1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②
カバークロープ	8	4	0.49	23	11.27
堆肥の施用	3	2	2.71	9	24.39

【評価】

地球温暖化防止効果については、堆肥の施用で温室効果ガス削減量大きい結果となった。これは、単位あたり温室効果ガス削減量大きいことが影響している。

本県のカバークロープ及び堆肥の施用の取組は、主に水稲で実施されている。

本県の水稲耕種基準では、牛ふん・オガクズ堆肥は1~2t/10a程度を施用することとされており、「堆肥の施用」の取組農業者もこの基準を目安に施用している。

本県の基準値は水稲の栽培だけでなく、地球温暖化防止に効果的であると考えられた。

2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価 (S~C)	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	28	2	130	2 6	3 0	B A	B C
地域特認取組							
冬期湛水管理	10	1	71	1	0	C	C
インセクタリープランツ の植栽	1	0	0.45				
土着天敵の温存利用技術	1	0	6				
【評価】							
<p>生物多様性保全効果については、有機農業と冬期湛水管理の取組で調査マニュアルによる生き物調査を実施し、評価、スコアともに有機農業の取組が上回り、効果の高い結果となった。</p> <p>土着天敵の温存利用技術の取組については、対照区の設定が困難であるため調査が実施できなかったが、化学合成農薬を主体で害虫防除が行われている地区よりも、土着天敵（タバコカスミカメ）を導入した地域の害虫類、天敵類の多様性が高いことが示唆されたデータがある（参考資料1）。</p> <p>インセクタリープランツの植栽については、平成29年度からの取組のため、調査対象外であった。</p>							
<p>有機農業の取組 調査結果（実施区、対照区各2ほ場）</p> <p>アシナガグモ類（実施区：15、対照区：3）</p> <p>コモリグモ類（実施区：6、対照区：1）</p> <p>ニホンアマガエル（実施区：1、対照区：0）</p> <p>水生コウチュウ・カメムシ類（実施区：10、対照区：17）</p>							
<p>冬期湛水管理の取組 調査結果（実施区、対照区各1ほ場）</p> <p>アシナガグモ類（実施区：0、対照区：0）</p> <p>コモリグモ類（実施区：0、対照区：0）</p> <p>ニホンアマガエル（実施区：0、対照区：0）</p> <p>水生コウチュウ・カメムシ類（実施区：1、対照区：0）</p>							
<p>評価について</p> <p>S：生物多様性が非常に高い。取組を継続するのが望ましい。</p> <p>A：生物多様性が高い。取組を継続するのが望ましい。</p> <p>B：生物多様性がやや低い。取組の改善が必要。</p> <p>C：生物多様性が低い。取組の改善が必要。</p>							

3 その他の環境保全効果

特になし。

4 環境保全効果以外の効果

例：香美市の香北有機農業研究会について

構成員数：会社法人2戸

作付面積：1,144a (H29 見込み)

作付品目：青ネギ、ニラ、ショウガ、ミニトマト、ナバナ、ユズ、オクラ

取組開始年度：平成24年

(1) 農業生産への理解・関心の増進

有機農業と人と食との関わり合いを充実、拡充させ、農業と地域社会の発展に寄与することを目的として、幼稚園の収穫体験、高校生の職業体験や大学生のインターンシップを受け入れている。

また、有機野菜を用いた料理教室へ農産物を提供するなど、有機農業への理解を深める為の実践的な場と機会を提供している。

(2) 高付加価値化などによる販売の促進

① ASIAGAP (J-GAP アドバンス) 認証の取得 (平成30年度取得見込み)

2020年のオリンピック、パラリンピックに向けて、安全・安心な農産物を消費者へ届けることを目的として ASIAGAP の認証取得を目指している。

② 輸出促進

有機野菜(加工品)の輸出に取り組んでいる。

主な輸出先はシンガポール、香港など。ロサンゼルスの高級料理店へも食材提供を行っており、高知県の特産品であるユズの普及などにも努めている。

③ 有機農産物の販売促進

全国の有機農業関係事業者と連携し、有機農業事業組合を作り活動している。

現在13事業者(11県、主に西日本)が参加。

オーガニックエキスポに参加するなど全国の事業者と協力して販路拡大に努めている。

④ ホームページの開設、パンフレットの作成

インターネット販売事業を展開しており、従業員のブログや有機農産物を使ったアレンジ料理のレシピ等を同時公開している。

パンフレットを作成して配布し、様々な人に有機農業へ興味を持ってもらうよう努めている。

第3章 地域特認取組の自己点検

1 冬期湛水管理

(1) 取組概要

取組内容	化学合成農薬及び化学肥料5割低減に取り組む水稲栽培の前後いずれか冬期に水田へ湛水する技術		
交付単価	4,000~8,000 円/10a	実施件数	10
実施面積	71 ha	交付額	5,040 千円

(2) - 1 環境保全効果 (地球温暖化防止効果)

単位あたり温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②

(2) - 2 環境保全効果 (生物多様性保全効果)

スコア		評価 (S~C)	
実施区	対照区	実施区	対照区
1	0	C	C

(2) - 3 その他の環境保全効果

特になし。

(3) 経費積算根拠

〈冬期湛水管理（有機質肥料施用・畦補強等実施）〉 交付単価：8,000円/10a

		経費の内容	10aあたり単価
増加する経費	資材費	・有機質肥料（米ぬか、くず大豆等）	3,000円
		計①	3,000円
	労働費	・有機質肥料施用（1,000円/時間×1時間）	1,000円
		・湛水管理・ゲート補修（1,000円/時間×3.0時間）	3,000円
	計②	4,000円	
	利水費	・電気（ポンプ稼働）	1,026円
・消耗品 ・畦補強		113円 1,000円	
計③	2,139円		
不要となる経費	資材費		
		計④	円
	労働費		円 円
計⑤	0円		
掛かり増し経費（10aあたり）		① + ② + ③ - (④ + ⑤)	9,139円

〈冬期湛水管理（有機質肥料施用・畦補強等未実施）〉 交付単価：7,000 円/10a

		経費の内容	10a あたり単価
増加する経費	資材費	・有機質肥料（米ぬか、くず大豆等）	3,000 円
		計①	3,000 円
	労働費	・有機質肥料施用（1,000 円/時間×1 時間） ・湛水管理・ゲート補修（1,000 円/時間×3.0 時間）	1,000 円 3,000 円
		計②	4,000 円
	利水費	・電気（ポンプ稼働） ・消耗品	1,026 円 113 円
		計③	1,139 円
不要となる経費	資材費		円
		計④	円
	労働費		円 円
		計⑤	0 円
掛かり増し経費（10a あたり）		① + ② + ③ - (④ + ⑤)	8,139 円

〈冬期湛水管理（有機質肥料未施用・畦補強等実施）〉 交付単価：5,000円/10a

		経費の内容	10aあたり単価
増加する経費	資材費		
		計①	0円
	労働費	・湛水管理・ゲート補修（1,000円/時間×3.0時間）	3,000円
		計②	3,000円
	利水費	・電気（ポンプ稼働）	1,026円
		・消耗品 ・畦補強	113円 1,000円
計③	2,139円		
不要となる経費	資材費		円
		計④	0円
	労働費		円 円
		計⑤	0円
掛かり増し経費（10aあたり）		① + ② + ③ - (④ + ⑤)	5,139円

〈冬期湛水管理（有機質肥料未施用・畦補強等未実施）〉 交付単価：4,000円/10a

		経費の内容	10aあたり単価
増加する経費	資材費		円
		計①	0円
	労働費	・湛水管理・ゲート補修（1,000円/時間×3.0時間）	3,000円
		計②	3,000円
増加する経費	利水費	・電気（ポンプ稼働）	1,026円
		・消耗品	113円
		計③	1,139円
不要となる経費	資材費		円
		計④	0円
	労働費		円
		計⑤	0円
掛かり増し経費（10aあたり）		① + ② + ③ - (④ + ⑤)	4,139円

(4) 総括

冬期湛水の取組は、生物多様性保全効果を目的に71haで実施されている。

本県の調査では、実施区と対照区でスコアにほとんど差が見られず、生物多様性保全効果は見られなかった。一方、全国調査では22件中15件で高い生物多様性保全効果が確認されている。

掛かり増し経費については、高知市、南国市及び四万十町担当者、農業振興センター職員に対して聞き取り等により調査を行った。

2 インセクタリープランツの植栽

(1) 取組概要

取組内容	化学合成農薬及び化学肥料5割低減に取り組む主作物の周辺にインセクタリープランツ（天敵温存植物）を栽培する技術		
交付単価	8,000 円/10a	実施件数	1
実施面積	0.45 ha	交付額	34 千円

(2) - 1 環境保全効果（地球温暖化防止効果）

単位あたり温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②

(2) - 2 環境保全効果（生物多様性保全効果）

スコア		評価 (S~C)	
実施区	対照区	実施区	対照区

(2) - 3 その他の環境保全効果

特になし。

(3) 経費積算根拠

〈インセクタリープランツの植栽〉 交付単価：8,000 円/10a

		経費の内容	10a あたり単価
増加する経費	資材費	・ソルゴー種	302 円
		・ホーリーバジル種	388 円
		・天敵温存植物に係る肥料	1,532 円
		計①	2,222 円
増加する経費	労働費	・天敵温存植物は種 (1,000 円/時間×5 時間)	5,000 円
		・天敵温存植物管理作業 (1,000 円/時間×16 時間)	16,000 円
		計②	21,000 円
不要となる経費	資材費	・化学合成農薬	2,985 円
		計③	2,985 円
	労働費	・農薬散布 (1,000 円/時間×12 時間)	12,000 円
		計④	12,000 円
掛かり増し経費 (10a あたり)		①+②- (③+④)	8,237 円

*備考：追加コストは 8,237 円/10a であるが、交付単価は他の地域の特認取組と同額の 8,000 円/10a としている。

(4) 総括

インセクタリープランツの植栽は、平成 29 年度から新たに始まった取組で、生物多様性保全効果を目的に宿毛市において 0.45ha の面積で実施されている。

高知県の新たな地域特認として、他市町村からも問い合わせがあり、今後も取組拡大を推進していく。

3 土着天敵の温存利用技術

(1) 取組概要

取組内容	育苗ハウスや遊休ハウス等で温存した土着の天敵を、化学合成農薬及び化学肥料5割低減に取り組む主作物ハウスほ場に放飼する取組		
交付単価	8,000 円/10a	実施件数	1
実施面積	6 ha	交付額	428 千円

(2) - 1 環境保全効果 (地球温暖化防止効果)

単位あたり温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②

(2) - 2 環境保全効果 (生物多様性保全効果)

スコア		評価 (S~C)	
実施区	対照区	実施区	対照区

(2) - 3 その他の環境保全効果

特になし。

(3) 経費積算根拠

〈土着天敵の温存利用技術（露地）〉 交付単価：8,000円/10a

		経費の内容	10a あたり単価	
増加する経費	資材費	・本ほ温存植物種苗費	2,700円	
		・温存ハウス種苗費	38円	
		・温存ハウス農薬費	1,047円	
		・温存ハウス肥料費	114円	
		計①	3,899円	
増加する経費	労働費	・土着天敵捕獲放飼作業 (1,000円/時間×8時間)	8,000円	
		・本ほ温存植物は種作業 (1,000円/時間×1時間)	1,000円	
		・温存ハウス作業 (1,000円/時間×42時間)	42,000円	
				計②
増加する経費	その他	・温存ハウス動力光熱費	971円	
		・温存ハウス消費税	174円	
		・温存ハウス借地料	1,726円	
				計③
不要となる経費	資材費	・化学合成農薬	21,879円	
				計④
	労働費	・農薬散布 (1,000円/時間×16時間)	16,000円	
				計⑤
掛かり増し経費 (10aあたり)		①+②+③ - (④+⑤+⑥)	19,891円	

*備考：追加コストは19,891円/10aであるが、交付単価は他の地域の特認取組と同額の8,000円/10aとしている。

（土着天敵の温存利用技術（施設））交付単価：8,000円/10a

経費の内容		10aあたり単価	
増加する経費	資材費	・本ほ温存植物種苗費	2,700円
		・温存ハウス種苗費	38円
		・温存ハウス農薬費	1,047円
		・温存ハウス肥料費	114円
	計①	3,899円	
労働費	・土着天敵捕獲放飼作業（1,000円/時間×16時間）	16,000円	
	・本ほ温存植物は種作業（1,000円/時間×1時間）	1,000円	
	・温存ハウス作業（1,000円/時間×49時間）	49,000円	
計②	66,000円		
その他	・温存ハウス動力光熱費	971円	
	・温存ハウス消費税	174円	
	・温存ハウス借地料	1,726円	
計③	2,871円		
不要となる経費	資材費	・化学合成農薬	37,460円
		計④	37,460円
	労働費	・農薬散布（1,000円/時間×13時間）	13,000円
		計⑤	13,000円
	掛かり増し経費（10aあたり）		①+②+③-（④+⑤+⑥）

*備考：追加コストは22,310円/10aであるが、交付単価は他の地域の特認取組と同額の8,000円/10aとしている。

（4） 総括

環境保全型農業直接支払交付金を利用した土着天敵の温存利用技術は、土佐市において6ha（ピーマン・シトウ）で実施されている。高知県の天敵利用技術の導入面積（H23→H28）は、ナスで159.5→239.6（ha）、ピーマン類で85.8→92.4（ha）となっており、今後も他作物で取組拡大を推進していく予定

である。

第4章 取組に関する課題や今後の取組方向等

1 環境保全型農業に関する基本的な考え方

高知県は平成19年4月に環境保全型農業総合推進プランを策定した。本プランの中で「環境保全型農業」を「収量・品質の水準を維持しながら、家畜ふん堆肥など有機質資材の有効利用による土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の低減等による環境負荷の低減に配慮した持続可能な農業」として位置づけ、本県の農業生産全体を環境保全型農業へ転換させてきた。

現在では、産業分野ごとの「4年後の目標」や「10年後の目指す姿」について、数値目標(平成31年度までに耕地面積の1%で有機農業に取り組むなど)を設定した「高知県産業振興計画」の取組方針に「環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」を定め、IPM技術の普及拡大、有機農業の推進及び省エネルギー、GAPの推進及び省エネルギー対策の推進に取り組んでいる。

2 課題と今後の取組方向

カバークロップの取組について、H27～29年度は3→4→8haと年々増加している。調査により地球温暖化防止効果が認められたことから、今後も拡大の増加を目指し、5年後のH34年度にはH29見込みの2倍の16haまで拡大を推進したいと考える。

堆肥の施用について、H27～29年度は20→16→9haと年々減少している。これは堆肥の施用取組農業者が次年度以降「カバークロップの取組」等別の取組に変更していることが大きい。本県の調査では、カバークロップの取組よりも地球温暖化防止効果が高いことが認められたことから、今後も拡大を推進したいと考える。

取組の拡大のためには対応できるだけの堆肥の確保が求められることから、県内の畜産農家との耕畜連携を強化していきたい。

有機農業の取組については、高知県有機農業推進基本計画の中で平成31年度までに県の有機農産物の面積を耕地面積の1%(284ha)まで拡大することを目標としていることから、今後も本交付金や県独自の補助事業(環境保全型農業推進事業費補助金)を活用することで拡大に努める。

冬期湛水管理については、10件(H29年度見込み)で取り組まれているものの、本県の調査では生物多様性保全効果が低い結果となった。一方、全国の調査結果では22件の調査のうち、15件で高い結果が得られている。

高知県の地域特認取組の中では最も取組面積が多いので、今後も生物多様性保全効果の評価を行うために、調査を継続する必要があると考える。

インセクタリアープランツの植栽については本年度に始まったため、生物多様性保全効果の評価ができなかったが、取組を継続しつつ、今後の方向性を検討したいと考えている。

土着天敵の温存利用技術については、本県では病害虫に対し高い防除効果が得られている。このことから、H28年度に施設キュウリ天敵利用技術マニュアルを作成し、H28年度の栽培面積の普及率38%からH31年度に60%を目標としており、今後も継続して推進していくことを検討している。

3 実施していない（実績のない）地域特認取組について

該当無し。



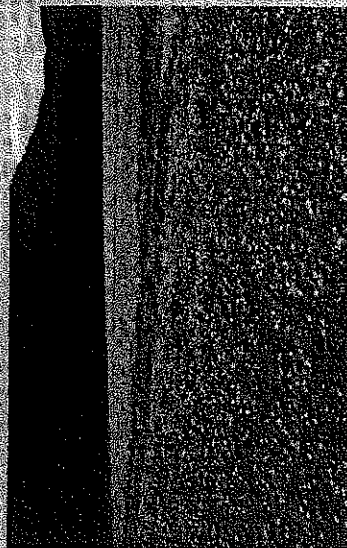
高知県 地球温暖化防止に効果の高い取組

「カバークロップの取組」

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ（緑肥）を作付けする取組

- ・実施面積：23ha(29年度見込み)
- ・実施件数：8件
- ・実施地域：土佐清水市、宿毛市、四万十町、四万十市、南国市
- ・開始年度：平成23年度(宿毛市)～

実施状況



最も取組の多い土佐清水市のカバークロップ(れんげ)の風景

本交付金の創立以前から当該取組は実施されていたが、より取組を拡大するためにH23から全国共通取組として実施。

以降、交付金の創立以前からの取組農業者と連携して当該取組の普及を図った結果、主に県西部の稲作地帯で取組面積が拡大。直近では8件23ha(見込み)で実施されている。

調査結果

単位あたり温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②
0.49	23	11.27

平成29年度に4件の支援対象者において実施した。調査の結果、単位あたり温室効果ガス削減量は0.49、実施面積を考慮した削減量は11.27となった(1年あたりで自動車約5台分のCO₂削減に相当。乗用車1台から排出されるCO₂を、年間2.3tとして計算)。

今後の方向性等

【今後の方向性】

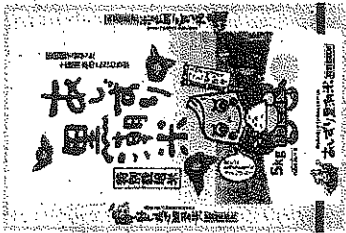
温室効果ガスの削減効果が認められたことから、引き続き取組を推進していきたいと考える。

【その他】(当該取組で特筆すべき事項)

地球温暖化防止効果は、地域住民へのPRが難しい効果であるが、当該取組の盛んな土佐清水市では、環境に配慮しつつ、食味向上を目指して栽培した米を「あしずり黒潮米」とブランド化し、市全体の産業のPRに相乗効果をもたらすことを目的として販売している。

要因分析

単位あたり温室効果ガス削減量は0.49であり、堆肥の施用の取組(2.7t)より少なかった。これは、緑肥以外の炭素(堆肥や有機質肥料)の投入がない、または投入量が少なかったためと考えられた。



高知県 地球温暖化防止に効果の高い取組

「堆肥の施用の取組」

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組

- ・実施面積: 9ha (29年度見込み)
- ・実施件数: 3件
- ・実施地域: 四万十町
- ・開始年度: 平成26年度(高知市、田野町)～

実施状況



取組が実施されている四万十町の堆肥の施用の風景

H26から全国共通取組として高知市、田野町で実施(0.8ha)。以降、当該取組の普及を図った結果、H27に20haまで拡大したものの、近年面積、取組件数ともに減少し、H29は四万十町のみで3件9ha(見込み)で実施されている。

調査結果

単位あたり 温室効果ガス 削減量 (t-CO2/年 (ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減 減量 (t-CO2/年) ①×②
2.71	9	24.39

平成29年度に2件の支援対象者において実施した。調査の結果、単位あたり温室効果ガス削減量は2.71、実施面積を考慮した削減量は24.39となり、県内の取組で最も高い結果となった(1年あたりで自動車約11台分のCO₂削減に相当。乗用車1台から排出されるCO₂を、年間2.3tとして計算)。

要因分析

調査した2ほ場は、1-2t/10aの堆肥を施用していた。本県の水稻耕種基準では、牛ふん・オガクズ堆肥は1-2t/10a程度を施用することとされている。この基準に従って堆肥等を施用したことが、地球温暖化防止効果にも高い効果が認められる結果となったと推察される。

今後の方向性等

【今後の方向性】

取組による効果の総量をさらに高めるため、取組面積の拡大を推進したい。
取組の拡大のためには対応できるだけの堆肥の確保が求められることから、県内の畜産農家との耕畜連携を強化していきたい(嶺北地域では耕畜連携がとれており、水稻農家への堆肥の供給ルートが確立されている。しぐみを参考にして普及したい)。

【その他】(当該取組で特筆すべき事項)

堆肥の施用取組農業者が次年度以降「力バークロップの取組」等に変更している団体もある。
このため、比較的容易に取り組むことのできる「堆肥の施用」の取組は本事業を始めるきっかけとして、環境保全型農業初心者を中心に普及推進したいと考えている。

高知県 生物多様性保全に効果の高い取組

「有機農業の取組」

主作物について、化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組

- ・実施面積：130ha(29年度見込み)
- ・実施件数：28件
- ・実施地域：馬路村、四万十市、四万十町など計16市町村
- ・開始年度：平成23年度

実施状況



取組が実施されている四万十町の有機農業の風景(シヨウガ)

本交付金の創立以前から当該取組は実施されていたが、より取組を拡大するためにH23から全国共通取組として実施。

以降、交付金の創立以前からの取組農業者と連携して当該取組の普及を図った結果、16市町村で実施され取組面積が拡大した。直近では28件130ha(見込み)で実施されている。

調査結果

評価 (S~C)	
実施区	対照区
B	B
A	C

H29に2件の支援対象者において実施。その結果、実施区は生物多様性がやや低い～高い結果となった。一方、対照区はやや低い～低いとなり、実施区は対照区よりも生物多様性が高い結果が得られた。

要因分析

実施区(B)について、評価がやや低い結果となった要因として、調査の前日まで中干しをしていたために、水生昆虫がほ場外に出でしまっていた可能性が考えられた。一方、対照区(B)は地域の慣行栽培の中で農薬をほとんど使用しないので、指標生物が比較的多く見られた可能性もある。

実施区(A)については、周辺ほ場で農薬をほとんど使用しているため、地域一帯で生物多様性が高まっている可能性があると考えられた。対照区(C)は慣行農法で農薬散布を行っていないため指標生物が少なかったと考えられた。

今後の方向性等

【今後の方向性】

取組による効果をさらに高めるため、取組面積の拡大を推進したい。県の有機農業推進基本計画の中でもH31までに県の有機農産物の面積を耕地面積の1%(284ha)まで拡大することを目標としているので、今後も活動拡大に努める。

【その他】

- (例：香美市の団体の取組)
- (1)有機農業と人と食との関わり合いを充実、拡充させ、農業と地域社会の発展に寄与するために、収穫体験、職業体験やインターシップを受け入れている。
- (2)食の安全・安心のために、GAP認証の取得を目指している。
- (3)輸出促進・販売促進のために、有機野菜(加工品)の輸出や有機農産物の販売促進、インターネット販売事業の展開に取り組んでいる。

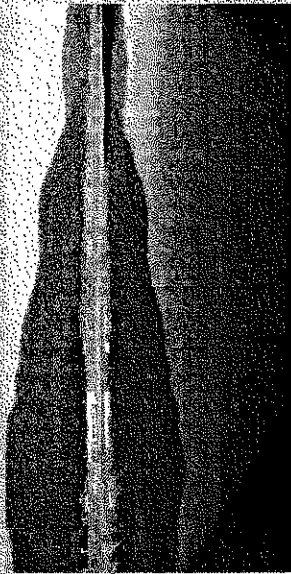
高知県 生物多様性保全に効果の高い取組

「冬期湛水管理の取組」

水稻栽培の前後いずれか冬期に水田に湛水する取組

- ・実施面積：71ha(29年度見込み)
- ・実施件数：10件
- ・実施地域：高知市、南国市、四万十町
- ・開始年度：平成23年度(四万十町)

実施状況



取組が実施されている四万十町の冬期湛水の風景

H23から全国共通取組(後に地域特認取組)として実施。交付金の創立以前からの取組農業者と連携して当該取組の普及を図った結果、3市町で取組面積が拡大。直近では10件71ha(見込み)で実施されている。

調査結果

評価 (S~C)	
実施区	対照区
C	C

H29に1件の支援対象者において実施。その結果、実施区と対照区の間で差が見られず、いずれも生物多様性は低い結果となった。

要因分析

調査の2日前に実施区と対照区共にカメムシ類等の防除を目的とした農薬散布が実施されており、指標生物にも影響があった可能性が考えられた。

今後の方向性等

【今後の方向性】

本年の調査では、生物多様性保全効果が低い結果となった。一方、全国の調査結果では22件の調査のうち、15件で高い結果が得られていることから、来年以降も調査を必要があると考ええる。

高知県で実施されている地域特認取組の中で最も取組面積が多く、実施者からは今後も取組を続けていきたいとの要望がある。

【その他】

冬場にはサギなど鳥類のえさ場となっている風景を、しばしば景かけるとのことで、実施者は生物多様性保全効果を感じているとのこと。

土着天敵導入地域における害虫・天敵類の多様度

農業技術センター

【背景・ねらい】

促成栽培ナスでは、アザミウマ類およびタバココナジラミに対して効果の高い土着天敵タバコカスミカメを中心とした防除体系の導入により、天敵を利用した害虫防除が慣行技術になりつつある。集落レベルでのまとまった土着天敵の導入は圃場周辺の天敵や害虫の発生に影響すると考えられるが、これまでその実態は明らかにされていない。

そこで、集落レベルでの土着天敵導入が地域の害虫・天敵相に及ぼす影響を明らかにする。

【新技術の内容・特徴】

土着天敵タバコカスミカメを2010年から導入している促成ナス栽培地区(K1)のハウス周辺において、2012年から2015年までの4カ年の7月上旬から10月上旬にかけて露地植えナス株上の害虫類および天敵類を調査し、以下の結果が得られた。

1. 多様度指数はSimpsonの指数では0.768~0.856、Shannonの指数では2.564~3.069で、対照とした複数の園芸品目が栽培され、化学合成農薬を主体で害虫防除が行われている地区(K2)に比べ高く(表1)、タバコカスミカメ導入地域での害虫類、天敵類の多様性が高いことが示唆された。
2. 4カ年を通して優占度が高かったのは、害虫類ではミナミキイロアザミウマ、タバココナジラミ、ワタアブラムシ、天敵類ではヒメハナカメムシ類、クモ類で、大きな年次変動は認められなかった(図1)。また、タバコカスミカメが連続して放飼されていたにも関わらず4カ年とも優占度は低く推移した(データ省略)ことから、本天敵の導入を続けても天敵相への影響はほとんどないと考えられた。

【留意点】

調査はハウス周辺の野外に置いたコンテナ植えまたは地植えのナス(2~3本植/箇所)を対象に、概ね7~10日間隔で行った。

【評価】

土着天敵導入が地域の害虫・天敵相に及ぼす影響の一端が明らかになったことから、環境保全型農業の一環として土着天敵の利用を推進していく上での参考となる。

【具体的データ】

表1 調査地区-年度毎のナス株上での害虫類、天敵類の出現種数、総個体数および多様度指数(2012~2015)

調査地区-年度 ¹⁾	K1-2012	K1-2013	K1-2014	K1-2015	K2-2013
出現種数	19	32	20	20	30
総個体数	4856.3	4500.5	1328.5	3058.5	9983.5
Simpsonの多様度指数 $D^{(2)}$	0.813	0.856	0.768	0.781	0.608
Shannonの多様度指数 $H^{(3)}$	2.832	3.069	2.564	2.655	1.972

注 1) 全戸タバコカスミカメを導入している促成ナス栽培地区K1(5地点)および複数の園芸品目が栽培され化学農薬中心の防除が行われている地区K2(3地点)において、ハウス周辺の野外にコンテナ植えのナスを置き、7月上旬から10月上旬にかけて概ね7~10日間隔でナス株上の害虫類および天敵類を調査した。ハダニ類、ヒメハナカメムシ類、ヒメコバチ類、アブラバチ類、クモ類については、複数種の発生が見られたと考えられるが、調査時の識別は困難であったことから、同一種として計数した。総個体数は1株あたりを示す。

2) $D = 1 / \sum_{i=1}^S P_i^2$ Sは種数、 P_i は種iの個体数が群集の全個体数に占める割合を示す。0~1の値を取り、1に近いほど多様性が高い。

3) $H' = -\sum_{i=1}^S P_i \cdot \log_2 P_i$ S、 P_i は2)に同じ。値が大きいくほど多様性が高い。

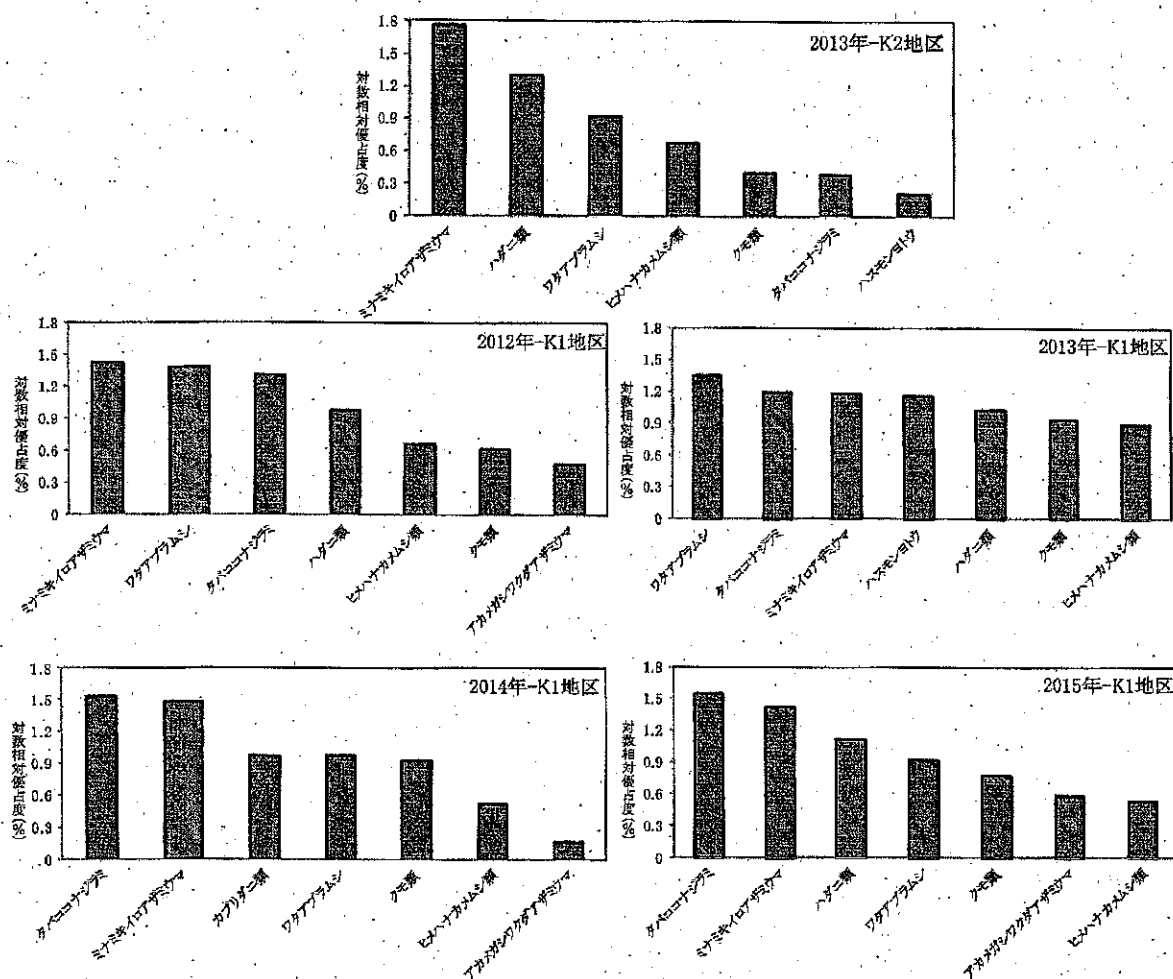


図1 各調査において優占していた害虫類、天敵類の上位7種(2012~2015)

注 1) 調査場所、調査方法については表1のとおり。

2) 対数相対優占度 (%) = $\log_{10} P_i \cdot 100$ (P_i は表1の脚注2のとおり) で、値が大きいほど個体群中に占める割合が高い。

【その他】

研究課題名：促成栽培ナスにおける土着天敵を活用した害虫防除システムの開発と検証

研究期間：平成24~27年度

予算区分：受託（気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト「土着天敵を有効活用した害虫防除システムの開発」）・県単

研究担当：昆虫担当

分類：参考

平成 29 年度

第 2 回高知県農業経営・生産対策に関する第三者委員会

配布資料

中山間地域等直接支払制度について

- 中山間地域等直接支払制度の実施状況の見込みについて
- 中山間地域等直接支払制度に係る中間年評価の実施について

日時：平成 29 年 12 月 6 日（水） 13：20～

場所：JA コスモス 日高支所 2 階会議室

地域農業推進課



中山間地域等直接支払制度の実施状況について(H29見込)

資料 3-1

※以下は、平成29年度の見込み数字。平成29年9月末時点での集計値。

- **平成29年度は30市町村595協定**
(集落協定594, 個別協定1)で実施。
 - ・うち基礎単価が320、体制整備単価が275
 - ・耕地面積27,800haのうち10,833haが制度の対象
うち6,639haで取組を実施見込み
(基礎:2,035ha、体制:4,604ha)
 - ・加算措置の取組は、
集落連携・機能維持加算:1,833ha
超急傾斜農地保全加算:1,331ha

○ 平成29年度の主な推進活動

- ◆市町村支援の強化
- ◆取組拡大に取り組む市町村を重点支援
- ◆広域連携・体制の再構築の推進
- ◆広域連携のモデル地区の設置
- ◆市町村事務の簡素化、マニュアル作成
- ◆中間年評価の実施
- ◆4期対策に取り組む集落と市町村の取組状況の調査とアンケートを実施

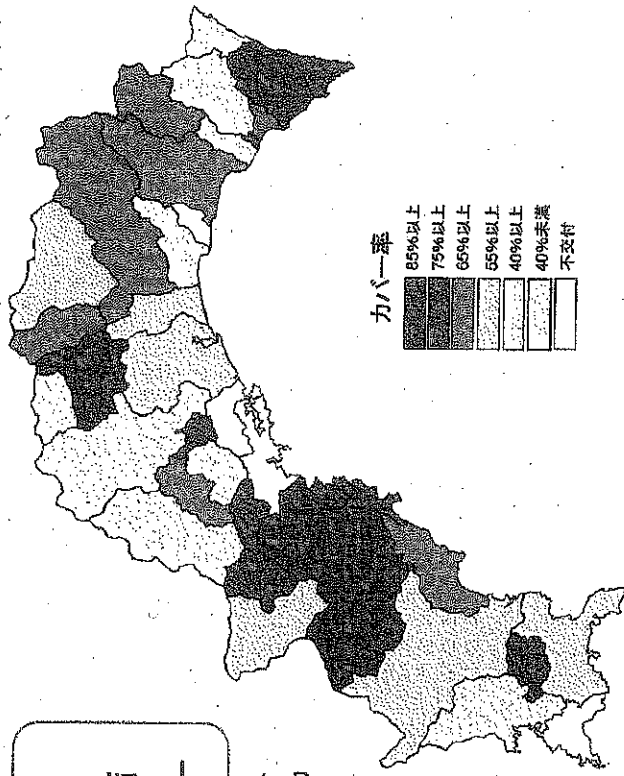
○ 取組の成果

- ◆交付面積の回復
- ◆3期末の95%まで回復
- ◆加算措置の活用
- ◆広域化は着実に拡大
- ◆超急傾斜も拡大

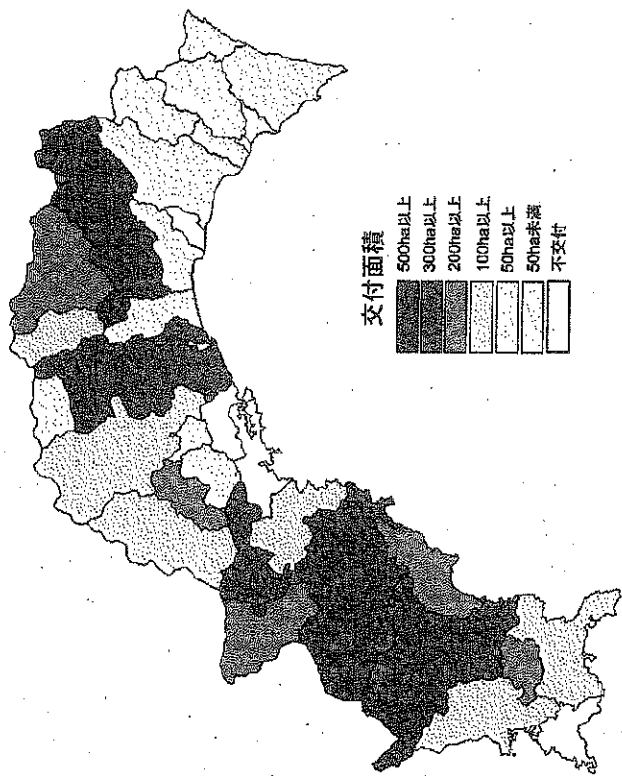
	28実績	29見込	増減
協定数	579	595	+16
交付面積 (ha)	6,039	6,639	+600
加算面積 (ha)	1,514	1,833	+319
超急傾斜	889	1,331	+442

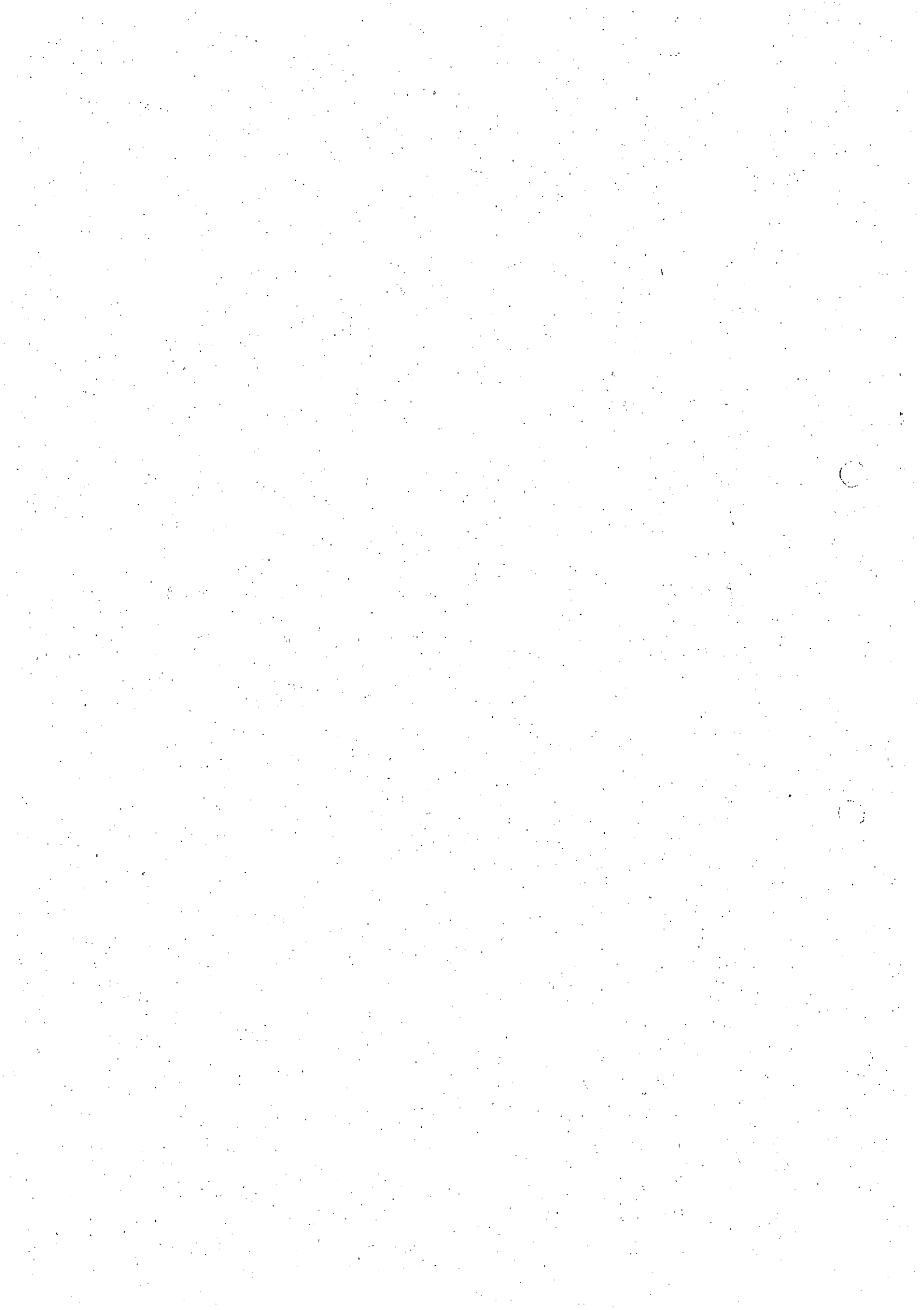
30市町村で
595協定を締結
6,639haをカバー

※集落協定が締結されている市町村について、カバー率別に色分け。
【参考】県全域:61.4%



※集落協定が締結されている市町村について、交付面積別に色分け。





中山間地域等直接支払制度

中間年評価

【第4期対策】

高知県農業振興部 地域農業推進課

平成29年12月

(目次)

I 中山間地域等直接支払制度の概要	1
1 中山間地域等直接支払制度の導入の背景	2
2 中山間地域等直接支払制度の概要	3
3 中山間地域等直接支払制度のこれまでの経過	5
4 中山間地域等直接支払制度のこれまでの見直しの内容	6
II 中間年評価の目的と方法	7
1 中間年評価の目的と意義	8
2 中間年評価の基準	9
3 協定毎の評価のイメージ	10
III 中間年評価の結果	11
1 市町村、集落における評価結果	12
(1) 協定毎の総合評価結果	12
(2) 集落協定に定められた活動項目毎の評価	13
2 市町村、集落におけるアンケート調査の概要	15
(1) 調査の目的	15
(2) 調査の内容	15
(3) 調査の方法・とりまとめ	15
3 集落におけるアンケート調査結果	16
(1) 基礎情報	16
(2) アンケートの回答結果	19
(3) 制度に対する意見	20
4 市町村におけるアンケート調査結果	27
(1) アンケート調査の回答結果	27
(2) 制度に対する意見	27

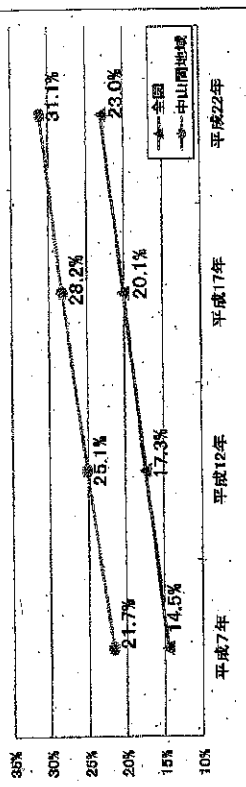
I 中山間地域等直接支払制度の概要

1 中山間地域等直接支払制度の導入の背景

○ 中山間地域等が我が国農業・農村にとって重要な位置を占めている一方、高齢化の進行等により、その多面的機能等の低下が特に懸念されることを踏まえ、平成11年に成立した食料・農業・農村基本法の規定を受けて、農業生産活動が継続されるよう、農業の生産条件の不利を補正することにより多面的機能の確保を図るための施策として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

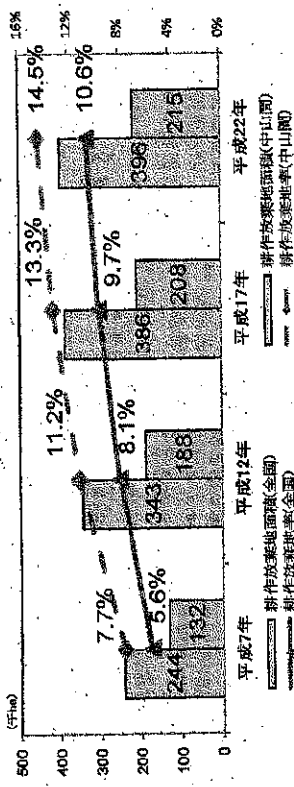
○ 中山間地域は、傾斜地が多く、平地に比べ農業生産条件が不利であり、高齢化・過疎化の進行、担い手不足、生活環境整備の遅れなども顕著であることから、耕作放棄地の増加等による食料供給機能及び多面的機能の低下が特に懸念。

<高齢化率の推移>



資料：総務省「国勢調査」
注1：高齢化率は、65歳以上の割合。
注2：平成17年及び平成22年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省大臣官房政策課が集計。

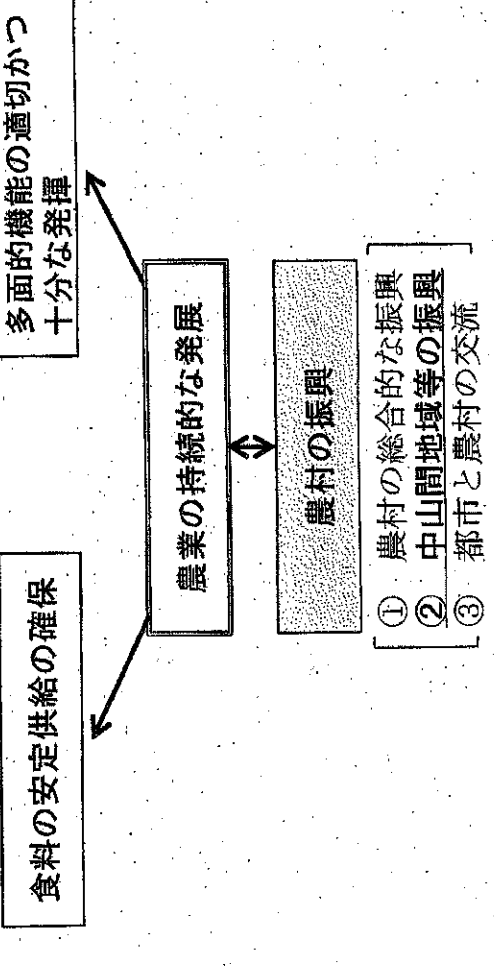
<耕作放棄地率の推移>



資料：農林水産省「(世帯)農林業センサス」(組替)
注：農業地域類型区分は、平成7年は平成7年9月改定のもの、平成12年は平成13年11月のもの、平成17年及び平成22年は平成20年6月改定のものを使用。

○ 食料・農業・農村基本法に基づき施策の一つとして、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

<食料・農業・農村基本法における基本理念>



食料・農業・農村基本法（平成11年法律106号）

（中山間地域等の振興）
第35条第2項

国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

2 中山間地域等直接支払制度の概要 ①交付要件、交付の流れ等

○ 本制度は、1ha以上の農用地で5年間以上農業生産活動等を継続することを約束した協定を、市町村と締結した集落等の農業者に、県、市町村を通じて交付金を直接交付。

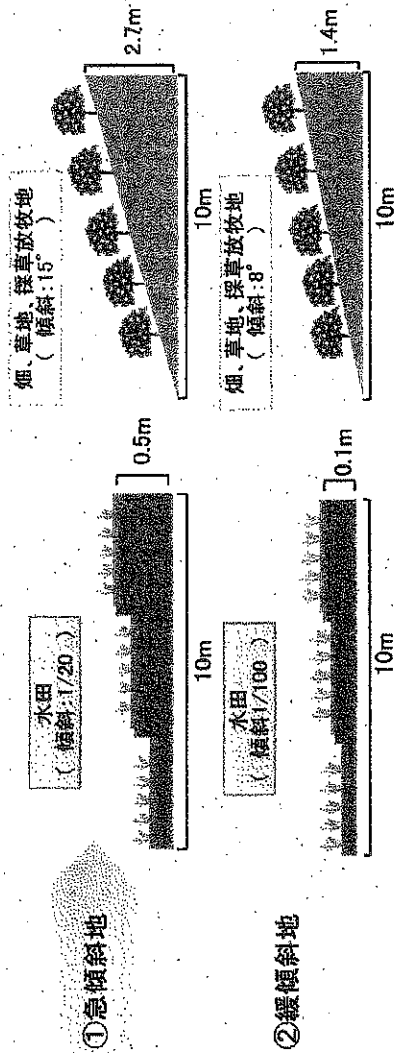
○ 過疎法等地域振興8法※1で指定された条件不利地域内の傾斜農用地等※2※3において、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者に対し交付。

※1 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法

※2 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内に存する農用地（農振農用地）を対象

※3 条件不利性を有する対象地域・農用地の条件を知事が別途指定することも可能。

対象農用地の例



集落での話し合いの概要

① 協定作成

集落の現状把握、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落マスタープラン、活動内容、活動金の使用方法等を定めた協定を作成。

② 協定の認定

作成した協定を市町村に提出し、市町村長が認定。

③ 活動の実施

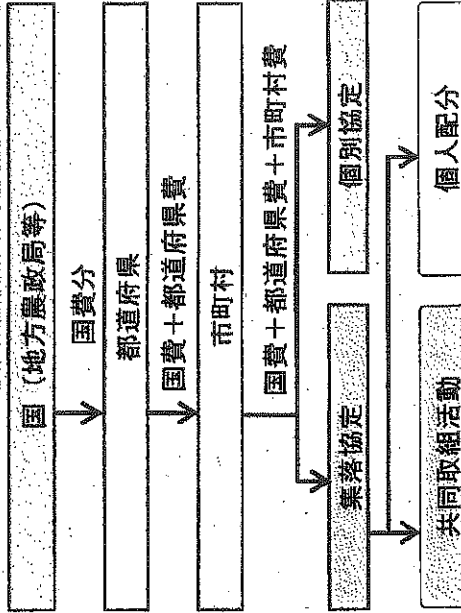
協定に基づき、活動を実施。

④ 実施状況の確認

協定に基づき活動等の実施状況を市町村が確認。



【集落での話し合い】



<負担割合>
 国 1/2
 都道府県 1/4
 市町村 1/4

※ 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間における利用権の設定等や農業受委託契約に基づき締結する協定。

2 中山間地域等直接支払制度の概要 ②集落協定の内容、交付単価等

- 5年間の活動予定として、農地の管理方法や役割分担、共同取組活動の内容等を集落協定に定めて実施。対象農用地が耕作放棄された場合は交付金の遡及返還が求められるが、高齢や病気等やむを得ない事情で営農等が継続できなかった場合は返還免除。
- 協定には、①耕作放棄の発生防止等農業生産活動を継続するための活動や、②将来に向けての農業生産活動の継続を目的とした体制整備のための前向きな取組を規定。
- なお、交付金の使用に特に制限はない。

①農業生産活動を継続するための活動

農業生産活動を継続するための活動を規定

・農業生産活動等

例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

・多面的機能を増進する活動（選択実施）

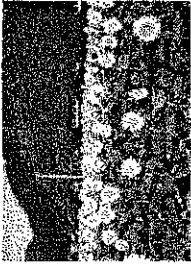
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



【集落共同の水路清掃】【周辺林地の管理】



【水路の簡易補修】

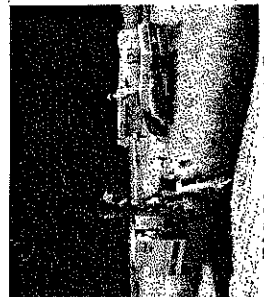


【景観作物の作付】

②体制整備のための前向きな取組

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組を規定

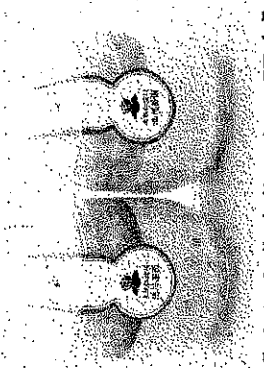
例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売、新規就農者の確保、担い手への農地集積、集団的かつ持続可能な体制整備



【機械の共同化】



【柵田農業体験】



【地場産農産物の加工販売】

主な交付単価

田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15°～)	11,500
	緩傾斜(8°～)	3,500
草地	急傾斜(15°～)	10,500
	緩傾斜(8°～)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°～)	1,000
	緩傾斜(8°～)	300

※ 左記①のみの活動を行う場合は、上記単価の8割。

○加算措置

①集落連携・機能維持加算

・広域化支援加算

・小規模・高齢化集落支援加算

④超急傾斜農地保全管理加算

※ ①集落連携加算は、10割協定のみが対象。

②超急傾斜加算は、田：1/10以上、畑：20度以上が対象。

交付単価

全地目：3000円/10a

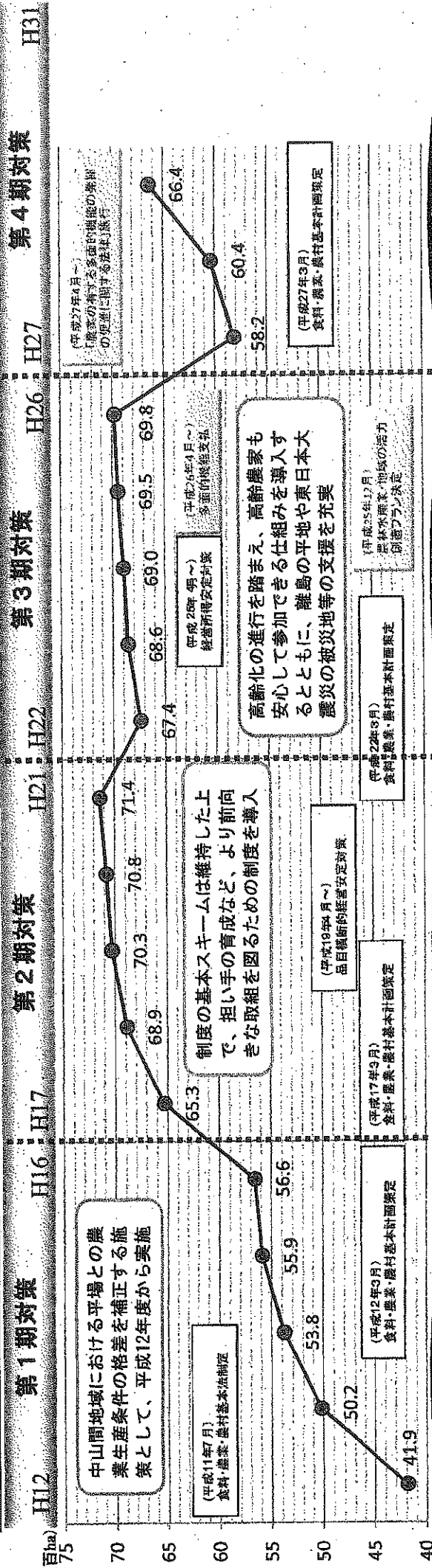
田：4,500円/10a 等

田・畑：6,000円/10a

3 中山間地域等直接支払制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年を一期として対策を実施。
- 交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々の課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。

高知県の交付面積の推移



中山間地域における平場との農業生産条件の格差を補正する施策として、平成12年度から実施

(平成11年7月) 食料・農業・農村基本法制定

制度の基本スキームは維持した上で、担い手の育成など、より前向きな取組を図るための制度を導入

(平成19年4月) 食品・農業・農村基本計画策定

高齢化の進行を踏まえ、高齢農家も安心して参加できる仕組みを導入するとともに、離島の平地や東日本大震災の被災地等の支援を充実

(平成22年3月) 食料・農業・農村基本計画策定

東日本大震災被災地での特別措置を創設

(平成25年12月) 食料・農業・農村基本計画策定

高齢者の有する多量な農地の活用促進に関する法律施行

(平成27年3月) 食料・農業・農村基本計画策定

次期対策への課題

今後とも継続実施すべき

- 中山間地域をめぐって状況に変化はなく、基本的に制度を維持
- より積極的な取組等の推進が必要
- 中山間地域においても、目標的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた、より積極的な取組等の推進が必要
- 他施策との連携が必要
- 将来に向け農業活動を維持していく上で、他施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組を推進することが重要。
- 農政改革の基本方向 (H16)
 - ・ 「守り」から「攻め」の農政へ
 - ・ 担い手を対象とした構造改革の加速化
 - ・ 担い手への施策の集中化・重点化
 - ・ 農地の利用集積の促進 等

2期対策への課題

体制整備準備を導入

- 将来に向け、より前向きな活動を行う場合は満額(100%)、それ以外は基礎単価(80%)を交付する仕組みを導入
- 農地集積、法人化等に加算
- 担い手に農地集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合は加算措置を創設

高齢化により協定維持が困難

- 中山間地域は他の地域に比べ高齢化が20年早く進行し、将来において農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことが懸念

※1 協定役員の前平均年齢 (全国) H14: 54.6歳 H19: 59.5歳
 ※2 高齢化率 (H22) (全国) 中山間地域 31.1% 全国平均 23.0%

3期対策への課題

体制整備に新たな要件を創設

- 高齢農家が耕作等を継続することが困難となった場合に、その耕作等を助ける仕組みを構築した場合に体制整備単価(100%)を交付する。(頭C要件)
- 団地要件を緩和
- 1ha以下の団地、飛び地も協定へ参加可能な要件緩和。
- 小規模・高齢化集積支援加算を創設
- 離島平地地等の取組拡大 (H23~)

次期対策への課題

- 人口減少・高齢化の更なる進行
- 農業生産活動を継続する上で、担い手への農地集積や、人材の呼び込みを図りつつ集落間の連携等が必要

4期対策への課題

体制整備要件の見直し

- 従来の体制整備要件を見直し、人・農地プランを活用しつつ農地集積や女性・若者の参画を促す仕組みを導入することで、構造改革を後押し。
- 集落連携に係る加算の拡充
- 従来の集落連携促進加算を拡充し、極数集積で広域な協定を締結した場合に、新たな人材を確保しつつ行う体制づくりを支援する加算措置として拡充。
- 超急傾斜地に係る加算の創設 (H29拡充)
- 農業生産条件の特に厳しい超急傾斜地に所在する農地の保全や有効活用に取り組みを支援するため創設。H29からは、基礎単価の集積にも対象を拡大。
- 制度運用の改善
 - 担い手育成や地方創生等に資するよう、交付金の個人配分の上限や免責事由を見直し。

4 中山間地域等直接支払制度のこれまでの見直しの内容

見直しのポイント

第1期↓第2期

将来に向けて農業生産活動を継続する
前向きな取組を促す仕組みを導入
(17年度予算)



第2期↓第3期

高齢化等に配慮した、より取り組みやすい
制度へと見直し
(22年度予算)



第3期

傾斜地等以外の条件不利地を傾斜地
等と同等の支援となるよう見直し
(23年度予算)



東日本大震災により生産条件が不利と
なった農用地の復興支援(24年度予算)



既に本制度に取り組んでいる集落を軸
にした中山間地域の農地保全活動の輪
の拡大(25年度予算)



見直しの概要

- ① 機械の共同利用、高付加価値型農業、6次産業化等、将来に向けて農業生産活動を継続する前向きな取組を協定に取り入れた場合は、第1期対策と同水準の交付単価(通常単価)を交付。(それ以外の場合は、通常単価の8割。)
- ② 集落が担い手に農地を集積する場合や、耕作放棄を復旧する場合、法人を設立する場合に、交付額を増額する新たな加算措置を導入。

- ① 高齢農家等が耕作等を継続することが困難となった農地が生じた場合に、その農地の耕作等を集落ぐるみで助け合う仕組みの取り決めを行った集落には、交付単価を嵩上げて、通常単価を交付。 H24実績：全協定の6割で選択
- ② 小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする場合、交付額を増額する加算措置を導入。 H24実績：約400協定、約3千ha
- ③ 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば良い)。

- 条件不利性を有する離島の平地等については、傾斜地等と同等の支援を行うよう知事特認制度を充実。
拡充に伴うH23からの増加面積：約9千ha(6県20市町村)

- 津波被害により生産条件が不利となった地域が平場であっても、交付金の対象とできるよう制度を充実。

- 本制度に既に取り組みんでいる集落が、まだ取り組んでいない集落等と連携して、集落に新たな人材を呼び込む活動等を行う場合には、その所要の経費を支援する新たな加算措置を導入。
加算単価：2,000円/10a(上限100万円)

II 中間年評価の目的と方法

1 中間年評価の目的と意義

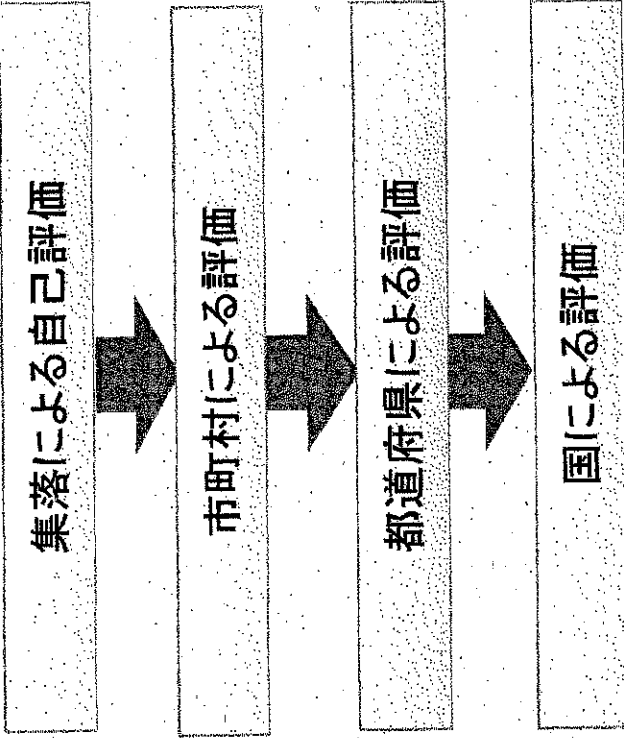
- 中山間地域等直接支払制度においては、集落協定等に定められた活動の適切な実施、その効果発現のため、中間年評価、最終年評価を実施。中間年評価は、集落協定等に定められた取組が不十分な集落等に対して、改善に向けた適切な指導・助言を行うため、第2期対策から導入された仕組み。
- 第3期対策においても、集落協定等に定められた農業生産活動等の実施状況等を評価することにより、本制度の効果、課題等を明らかにし、第三者機関における検討を経て公表。第4期対策においても同様。

評価すべき項目

- ① 集落マスタープランで定めた将来像を実現するための方策について
 - ・ 29年度までに活動を実施したかどうか
 - ・ 31年度までの実施が見込まれるかどうかを評価し、取組が遅れている場合は、指導・助言を実施。
- ② 農業生産活動として取り組む「耕作放棄の防止等の活動」、「水路・農道等の管理活動」、「多面的機能を増進する活動」について、
 - ・ 29年度までに活動を実施したかどうか
 - ・ 31年度までの実施が見込まれるかどうかを評価し、活動が進んでいない場合には指導・助言を実施。
- ③ 農業生産活動等の体制整備として取り組む「A要件、B要件及びC要件に類する活動」について、
 - ・ 29年度までに通知基準(注)の5割以上を達成したかどうか
 - ・ 31年度までに通知基準(注)の達成が見込まれるかどうかを評価し、達成が遅れている場合は、指導・助言を実施。
- ④ 各種の加算措置について
 - ・ 29年度までに通知基準(注)の5割以上を達成したかどうか
 - ・ 31年度までに通知基準(注)の達成が見込まれるかどうかを評価し、達成が遅れている場合は、指導・助言を実施。
- ⑤ 集落協定内での話し合いの状況について
- ⑥ 「集落戦略」の作成及び戦略の実現に向けた取組の状況について

(注) 通知基準とは、活動毎に運用通知で定められた達成目標の基準。

評価の手順



集落、市町村、の各段階における評価結果を踏まえ、都道府県段階では、本制度の効果、課題等を明らかにし、第三者機関における検討を経て、国へ提出

2 中間年評価の基準

- 集落協定等に定められた活動が適切に行われ、平成31年度に向けても、その活動が維持され、効果の発現が見込まれるかを集落段階、市町村段階、都道府県段階で評価し、その結果を基に国が総合的に評価。
- 本制度が地域に与えた様々な効果や課題を把握するため、評価結果を補完するものとして、集落段階・市町村段階でアンケート調査を実施。

① 集落による自己評価、市町村による評価

○ 集落協定等に定められた活動項目年の評価

〈集落、市町村が実施〉

- ①「◎：優良」(高い達成が見込める)
- ②「○：適当」(今のままで達成が見込める)
- ③「△：要指導・助言」(指導・助言により改善が見込まれる)
- ④「×：返還等」(指導・助言しても改善が見込まれない)

○ 協定毎の総合評価

〈市町村が実施〉

- ①「優」(◎又は○が6以上かつ×がない)
- ②「良」(◎又は○が4以上かつ必須事項に×がない)
- ③「可」(×が必須事項にない)
- ④「不可」(×が必須事項にある)

② 集落、市町村におけるアンケート調査

集落協定等の評価結果を補完するものとして、基礎情報(協定農用地の地目、基盤整備状況、作付状況、担い手の有無等)、集落協定の詳細のほか、本制度が「耕作放棄の防止」等に効果があったかなどを把握。

③ 都道府県による評価

- ①及び②の結果を踏まえ、課題のある市町村を明らかにし、指導・助言を強化
- 都道府県下における本制度の効果と課題を明確化し、第三者機関の検討を経て国へ提出

④ 国による評価

- ①、②及び③の結果を踏まえ、本制度の効果と課題を明確化し、第三者機関の検討を経て公表

3 協定毎の評価のイメージ

○ 集落協定等に定められた活動項目毎の評価

取組事項	主な取組内容	評価	
必須事項	○ 集落マスタープラン	◎	
	農業生産活動等として取り組むべき事項	○ 耕作放棄の防止等の活動	○
		○ 耕作放棄地の復旧、鳥獣害防止等	◎
		○ 水路・農道等の管理活動	○
		○ 水路延長、道路延長等	◎
	選択事項	○ 多面的機能を増進する活動	○
○ 下草刈り、棚田オーナー、市民農園、グリーン・ツーリズム、景観作物の栽培等		◎	
選択事項	○ 農用地等保全体制整備	○	
	農業生産活動等の継続に向けた取組	○ 共同利用する機械の保持、水路・道路の簡易補修、加工所の維持管理、農地の保全活動を行う担い手への支援等	◎
		○ A要件	○
	加算措置	○ 機械・農作業の共同化、地場産農産物等の加工・販売、新規就農者の確保、認定農業者の育成、担い手への農地集積等	◎
		○ B要件	○
		○ 集落営農の育成、担い手への農地利用集積等	○
○ C要件		○	
○ 集团的かつ持続可能な体制整備	◎		
○ 集落連携・機能維持加算	○		
○ 超急傾斜農地保全管理加算	△		

○ 協定毎の総合評価

優	◎又は○が6以上 かつ×がない
良	◎又は○が4以上 かつ必須事項に×がない
可	×が必須事項に ない
不可	×が必須事項に ある

(注) 「話し合いの状況」と「集落戦略に対する『組』の評価結果は、協定の総合評価には加味しない。

Ⅲ 中間年評価の結果

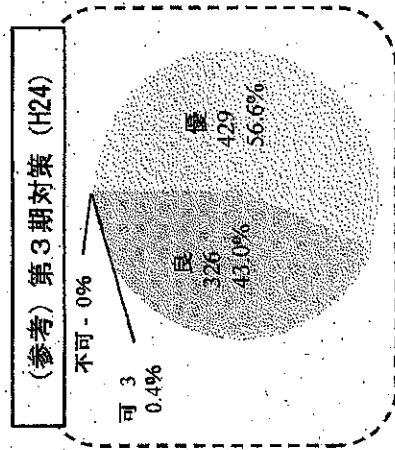
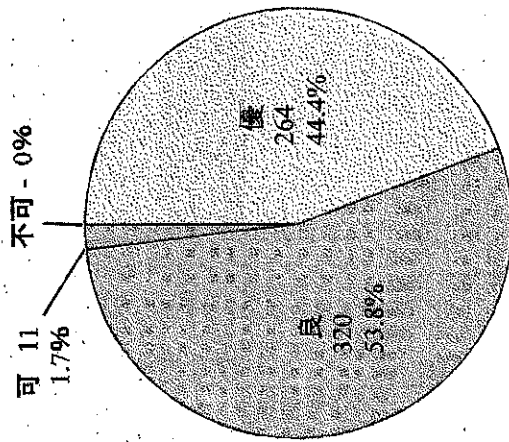
1 市町村、集落における評価結果

(1) 協定毎の総合評価結果

- 全協定595のうち、「優」、「良」と評価されたのは、584協定で、全体の98%を占め、集落協定に定められた取組はおおむね順調に取り組まれていていると考えられる。
- 前回（第3期対策）の中間年評価結果と比べると、「優」、「良」と評価された協定の割合は反転しているが、これは3期→4期で、10割から8割へ取組内容を落とした協定を中心に、「優」から「良」と評価を落とされた協定数が大きく増加したため。
- 一方、達成の度合いが低く、「可」と評価された協定も11協定（1.7%）ある。

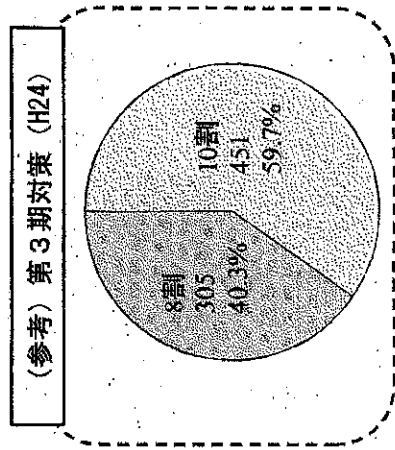
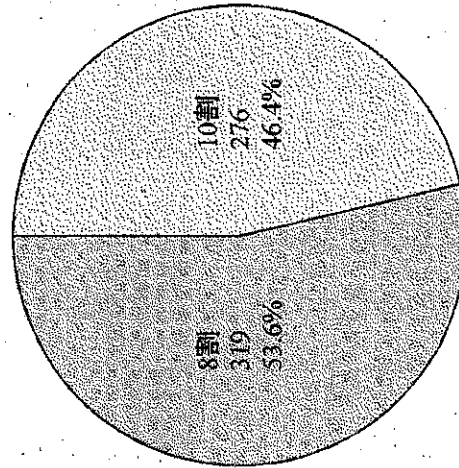
○ 市町村が実施した協定毎の総合評価結果

総合評価の割合（協定数）



【参考データ】

10割8割の割合（協定数） ※H29見込の数字



(注) 総合評価とは、活動項目毎の評価結果(◎、○等)の合計数等に応じて各協定を、「優」、「良」、「可」及び「不可」で評価。

(2) 集落協定に定められた活動項目毎の評価

- 集落協定に定められた各活動とも、おおむね9割以上が「◎：優良」、「○：適当」と評価され、特に、「集落連携・機能維持加算」については、15.8%が「◎：優良」と高い評価となっている。
- 一方、達成の度合いが低く、指導・助言が必要な取組がある協定が466あり、今後、集落戦略の実現に向けた取組等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。
- 選択事項としては、第3期対策から新たに措置した「C要件」の実施数が多い。また、超急傾斜加算も多くの協定が活用している。

【市町村が実施した取り組みむべき活動項目毎の評価の内訳】

取り組みむべき事項	取組	活動項目毎の評価結果					計
		◎：優良 (高い達成が見込まれる)	○：適当 (達成が見込まれる)	△：要指導・助言 (指導により改善が見込まれる)	×：返還等 (指導しても改善が見込まれない)	(単位：協定数)	
必須事項	①集落マスタープラン	概ね5年間の協定(集落)の具体的な活動計画	(2.4%) 14	(95.4%) 567	(2.2%) 13	(0%) 0	594
		耕作放棄の防止等の活動	(1.5%) 9	(96.8%) 575	(1.7%) 10	(0%) 0	594
		水路・農道等の管理活動	(3.9%) 23	(96.0%) 570	(0.2%) 1	(0%) 0	594
		多面的機能を増進する活動	(3.9%) 23	(95.6%) 568	(0.5%) 3	(0%) 0	594
選択事項	②農業生産活動等として取り組みむべき事項	農用地等保全体制整備	(2.2%) 6	(97.1%) 267	(0.7%) 2	(0%) 0	275
		OA要件(農業生産性向上の取組)	(0%) 0	(100%) 34	(0%) 0	(0%) 0	34
		OB要件(女性・若者等の参画を得た6次産業化、都市農村交流等の取組)	(2.0%) 1	(8.6%) 42	(12.2%) 6	(0%) 0	49
		OC要件(集団的かつ持続可能な体制整備)	(0%) 0	(99.6%) 230	(0.4%) 1	(0%) 0	231
参考	④加算措置	集落連携・機能維持加算(広域化支援)	(15.8%) 6	(73.7%) 28	(10.5%) 4	(0%) 0	38
		超急傾斜農地保全管理加算	(0%) 0	(97.2%) 141	(2.8%) 4	(0%) 0	145
参考	⑤話し合いの状況	協定活動を実施するための話し合い	(8.4%) 50	(89.4%) 531	(2.2%) 13	(0%) 0	594
		集落戦略実現に向けた取組	(0.7%) 4	(23.2%) 138	(76.1%) 452	(0%) 0	594

(注1) 活動項目毎の評価は、上記の取組毎に「◎：優良(高い達成が見込まれる)」、「○：適当(達成が見込める)」、「△：要指導・助言(改善が見込まれる)」、「×：返還等(改善が見込まれない)」の4区分で評価。

【A、B、C要件の内容】

A、B、C要件は、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の選択的必須要件（通常単価を適用する要件）であり、協定農用地において、農用地等保全体制の整備、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動を行うこと。

項目	取組内容
A要件 (次のうち2つ以上を選択)	機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託
B要件 (次のうち1つ以上を選択)	新たに女性・若者・NPO法人等の参画を得た、新規就農者の確保、加工・販売・消費・出資の呼び込み
C要件	農業生産活動の継続が困難となった場合に備えて、あらかじめ誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けておくこと

【指導・助言を要する協定の現状と指導・助言の具体的な内容】

〔指導・助言を要する協定の現状〕

- 地場産農作物の加工・販売
農家の所得向上のため、地場産品を使った新たな加工品の開発を検討しているが、検討が進んでいない。
- 営農困難者が発生した場合のサポート体制の構築
集落内の農業者による新たな組織づくりを進めているが、組織化のための合意形成が進んでいない。



〔指導・助言の具体的な内容〕

- 成功事例の紹介
加工品開発のヒントとなるような事例を、県等を通じて収集し、加工品開発に取り組み集落へ紹介。
- 集落内の話合いの充実
集落内の話合いを進めるについて、他市町村から集落営農のリーダーを呼んで話をしてもらうなど、農業者が集落営農への取組に理解を示してもらえる取組を指導。

2 市町村、集落におけるアンケート調査の概要

(1) 調査の目的

- 集落協定代表者及び個別協定者並びに市町村を対象としたアンケート調査による本制度の定性的な評価を行い、「制度そのものの評価」、「取組に対する自己評価」、「今後の本制度のあり方」等について把握し、制度の成果と課題の明確化と改善・見直しの方向性を検討する基礎資料とするため。

(2) 調査の内容

- 平成29年度に中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる全集落協定及び全個別協定並びに全市町村を対象し、以下の項目について、アンケートを実施。

【調査項目】

- ①活動継続に向けた協定の体制整備の状況
- ②協定の広域化などの集落間連携の効果
- ③超急傾斜農地保全管理加算の効果
- ④他の直接支払の実施による相乗効果と課題
- ⑤集落戦略の取組状況
- ⑥人材確保の状況
- ⑦耕作放棄地の防止及び集落維持に係る効果
- ⑧今後の中山間地域等直接支払制度に求められる課題

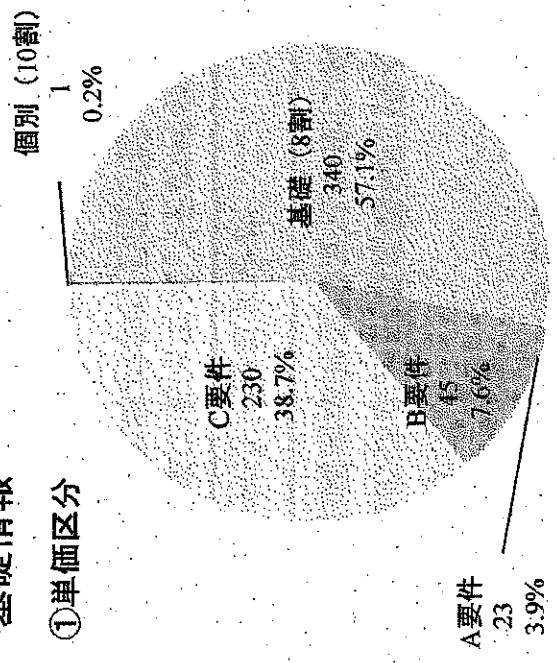
(3) 調査の方法・取りまとめ

- 集落協定等については、その代表者等が直接調査票に記入又は市町村担当者が聞き取りにより記入。また、市町村にあつては、市町村の担当者が記入。
- 調査票に記入された内容は、市町村において集計し、都道府県に報告。
- 都道府県は、市町村からの報告を取りまとめ、11月10日までに国へ報告すると共に、評価書作成の参考資料として活用する。

3 集落におけるアンケート調査結果①（基礎情報及び回答状況 1/4）

(1) 基礎情報

①単価区分



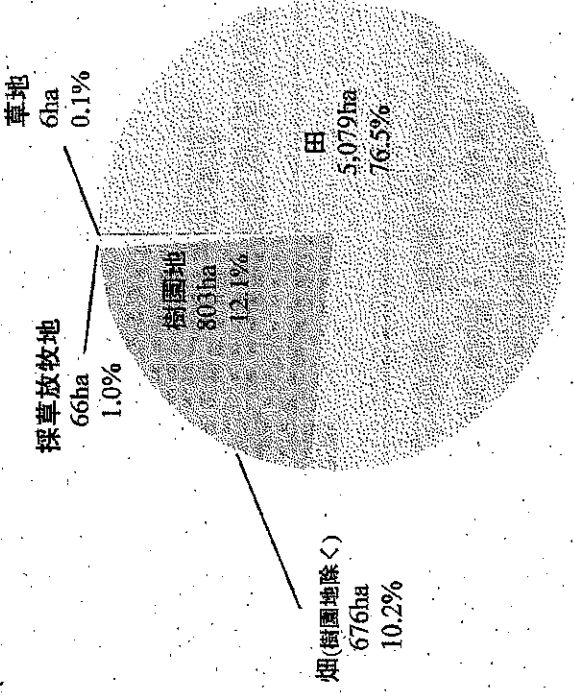
②加算措置の状況

- 集落連携・機能維持加算
 - ・広域化支援は37協定で取組を実施中。
 - ・小規模・高齢化支援は0協定。
- 超急傾斜農地保全管理加算は147協定で取組を実施中。

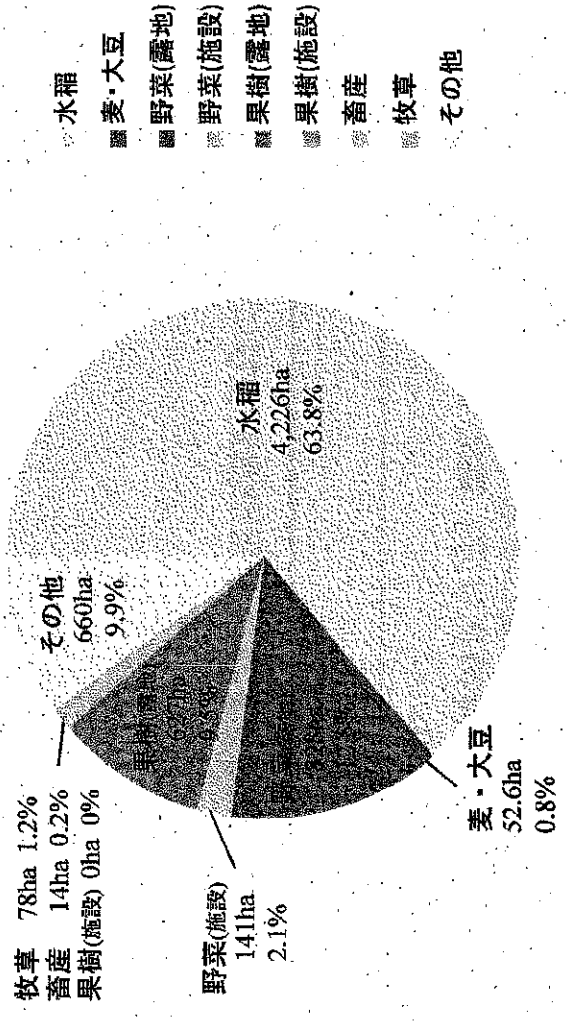
③農業外の個人・組織の参加状況

- 595協定のうち、151協定で農業者以外の方が活動に参画。

④協定農用地の内訳 (合計6,630ha)



⑤作付状況の内訳 (合計6,626ha)



(注) 四捨五入等の関係で実際の交付見込面積と集計値に違いがあります。また、代表者の方の認識等で回答いただいたので、傾向として捉えて下さい。

3 集落におけるアンケート調査結果①(基礎情報及び回答状況 2/4)

⑥農地の状況

- ◎田の整備状況(協定農地に田を含む協定: 577協定, 5,079ha)
 - ・整備済農地が過半を占める: 181協定 (31.4%), 2,663ha (52.4%)
 - ・未整備農地が過半を占める: 396協定 (68.6%), 2,416ha (47.6%)
- 集落協定の7割ほどは、小区画・不整形な田での営農を維持している。
 - ・農地面積で見ると、協定農地の半分以上が圃場整備済。
 - ・協定の規模は、整備済: 16.9ha、未整備9.0haと倍近い開きがある。
- ◎畑の整備状況(協定農地に田を含む協定: 438協定, 1,479ha)
 - ・整備済農地が過半を占める: 27協定 (6.2%), 86ha (5.8%)
 - ・未整備農地が過半を占める: 411協定 (93.8%), 1,393ha (94.2%)

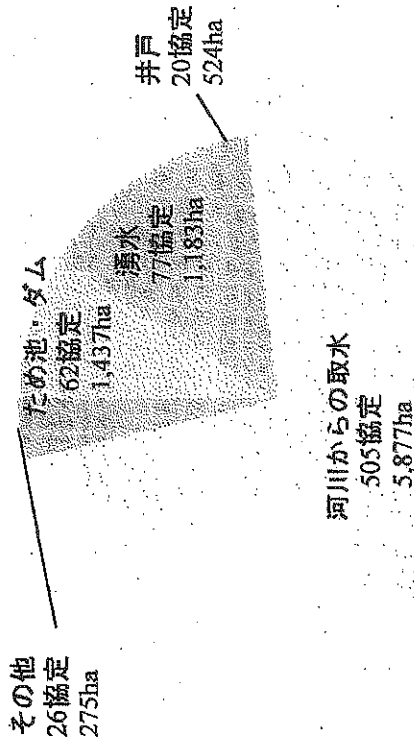
- 集落協定のほとんどは、小区画・不整形な畑での営農を維持している。
 - ・畑は傾斜条件が厳しいこともあり、協定農地内に圃場整備済みの畑はほぼ存在しない。
 - ・協定の規模は、整備済: 20.4ha、未整備9.5haと倍以上の開きがある。

⑦用水の状況 ※整備済みとはコンクリート舗装された水路を指す

- ◎田の用水施設整備状況(協定農地に田を含む協定: 577協定, 5,079ha)
 - ・整備済農地が過半を占める: 224協定 (38.8%), 2,453ha (48.3%)
 - ・未整備農地が過半を占める: 353協定 (61.2%), 2,626ha (51.7%)
- 集落協定の6割ほどは、未舗装の水路を維持・管理している。
- ◎畑の整備状況(協定農地に田を含む協定: 438協定, 1,479ha)
 - ・整備済農地が過半を占める: 26協定 (5.9%), 86ha (5.8%)
 - ・未整備農地が過半を占める: 412協定 (96.1%), 1,393ha (94.2%)

- ・集落協定の畑のほとんどが天水やホース等の散水、水路等は未整備。

⑧水源の状況の内訳(重複回答可, 回答数689)



○水源から農地までの水路の総延長: 1,742km

⑨農道の状況 ※整備済みとは幅員3m以上を指す

- 整備済農地が過半を占める: 145協定 (24.2%), 1,581ha (23.8%)
- 未整備農地が過半を占める: 450協定 (75.8%), 5,047ha (76.2%)
- 集落協定の8割弱が幅員3m以下の農道を利用

(注) 四捨五入等の関係で実際の交付見込面積と集計値に違いが出ています。また、代表者の方の認識等で回答いただきましたので、傾向として捉えて下さい。

3 集落におけるアンケート調査結果①（基礎情報及び回答状況 3/4）

⑩ 農業生産活動を担う者（担い手）の有無
（有と回答：313協定，無と回答：281協定）

- ◎ 無と回答した協定が半数程度存在している。
- ・ 担い手育成が急務。
- ・ 現在の担い手の後継者がいない状態。

◎ 集落営農

- ・ 県内の集落営農組織のうち159の組織が協定と関わり有り
と回答している。
- ・ そのうち8割程度が協定集落の担い手と認識されている。

◎ 認定農業者・新規就農者

- ・ 現在は、個人の方が中山間地域農業の担い手の主力。
- ・ 新規就農者を挙げた協定数が38と一定数有り。

⑪ 収益活動の状況

◎ 高収益作物の導入（取組協定：27協定，421ha）※水稲からより付加価値の高い作物への転作

- ・ ブランド米や酒米、ユズ、四方竹、シキミ、サカキが大半を占める。
- ・ 面的には少ないが、野菜類に取り組む協定も有り。（6協定）
- ・ J Aが主な出荷先となっている。

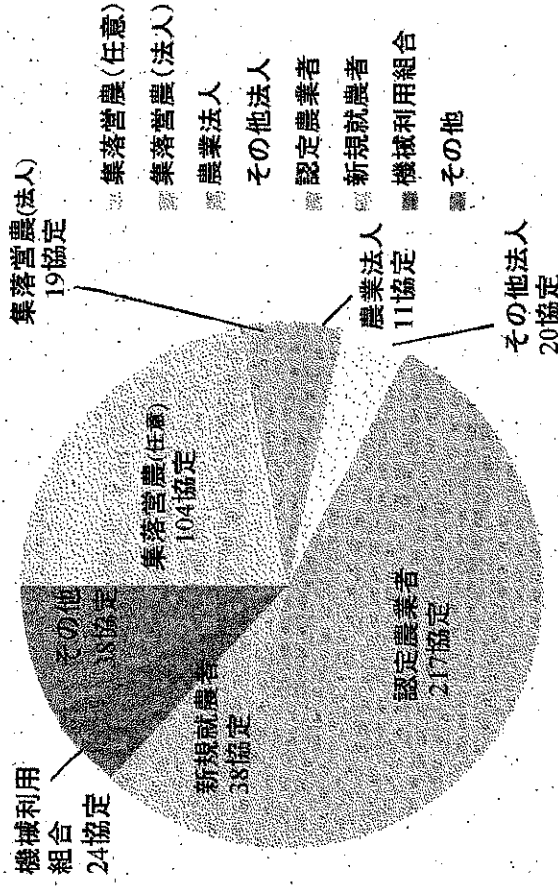
◎ 直売の状況（取組協定：18協定，365ha）

- ・ 精米や野菜類、山菜、茶が大半を占める。
- ・ 量は少ないが、伝統野菜（入河内大根等）、マコモダケ、果物類の直売も見受けられる。
- ・ 主な販路は、直売所となっている。個人等で県外発送等している事例もあるが県内では稀なケース。

◎ 加工の状況（取組協定：39協定，1,133ha）※協定農用地で収穫された作物の加工を集落内で行っている場合に回答

- ・ 米や野菜類、茶、果物類を用いた、寿司類、総菜類、菓子類、果汁、味噌等が主な加工品。
- ・ 主な販路は、直売所やスーパー、イベント、農家レストランでの食事提供となっている。

担い手の内訳（重複回答可，回答数471）



3 集落におけるアンケート調査結果①（基礎情報及び回答状況 4/4）

①他の日本型直接支払の実施

- ◎多面的機能支払の実施（取組協定：164協定，3,527ha）
 - ・3期→4期の変わり目に重複実施を協力に呼びかけた効果もあり、H26の制度発足時から大幅増。（H26：58協定）
 - ・多面支払の交付金は共同活動経費に優先的に充当されており、集落独自の活動費に回せるお金が増えている。
- ◎環境保全型農業直接支払の状況（取組協定：13協定，348ha）
 - ・環保支払は、取組内容が独特な部分や新たな取組みが必要な場合もあることから、県内での広がりは見られない。

②集落の取組に関連して活用した補助事業等の状況

- ◎経営所得安定対策等（活用協定：113協定，2,228ha）※協定農用地の概ね半分以上で交付を受けている場合
 - ・水田活用の直接支払交付金や米の直接支払交付金
- ◎集落営農支援事業等（活用協定：72協定，2,026ha）※高知県独自の集落営農推進のための補助金
 - ・幡多・高幡地域の活用事例が多い。
 - ・田の交付面積が多い集落協定ほど活用率が高い傾向。
- ◎鳥獣対策の国庫補助事業等（活用協定：45協定，1,119ha）
 - ・活用協定のほとんどが精原町、津野町、四万十町、黒潮町に存在。
 - ・県内の鳥獣被害は依然深刻な状況で、多くの集落で活用していると思われるが、活用したと答えた協定数は少数であり、直払事業との連携が希薄なのかもしれない。

(2) アンケート調査の回答結果

①集落協定の回答結果

- ◎別添のアンケート調査票（集落協定用）参照

3 集落におけるアンケート調査結果（集落からの意見等 1/3）

(3) 制度に対する意見（問25の記載内容から抜粋）

1. 交付金に対する意見等

- 交付単価の見直し。（地域の現状に応じた単価設定（農業者人口の減少率、生産経費、圃場整備率等で係数をはかる等）、畑の単価増額、急傾斜と緩傾斜の単価の統一、保全管理と作付農地で単価差を設ける、体制整備単価以上の高い目標に挑戦する集落に120%の交付金を交付する、面積にかかわらず一律に一定額を交付する等）
- 交付金の返還条件の緩和（遡及返還規定の廃止等）
- 交付金の交付スケジュールの見直し。（交付金の交付時期や現地確認日の前倒し等）

2. 対象農地に対する意見等

- 農振農用地区域外でも適切に管理されていれば多面的機能を発揮しているため、要件緩和を行い対象とする。
- 山間部等厳しい条件の地域については、考慮し、傾斜が取れなくても対象とすることも必要。
- 耕作の意思がない休耕地（維持管理農地）も対象として欲しい。
- 1haの面積要件が山間部の集落では厳しいところもある。

3. 交付金の用途・配分に対する意見等

- 交付金の用途制限の緩和。（集落内の交流会経費は対象とするように緩和（集落内の交流は必要不可欠）。）
- 個人配分の廃止。（使用自由は維持し、様々な集落活動に活用して貰う方が活性化に結びつくのではないか。）
- 共同活動経費の繰越規定の緩和。（現在は、繰越金の用途計画がない場合は原則繰越禁止。）

3 集落におけるアンケート調査結果（集落からの意見等 2/3）

4. 対象活動に対する意見等

- 林地や河川等、農地以外に係る活動も対象として欲しい。（現在は農村景観に係る内容のみに限定。）
- 対象活動の内容に地域差を設けて欲しい。（体制整備要件や加算措置などの達成が山間部では困難。）
- 高齢化の進んでいる地域、荒廃の進んでいる地域だけ選択できる内容を設ける等の緩和が必要。

5. 加算措置に対する意見等

- 管理している水路や農道の総延長や周辺林地の草刈り面積等、作業量に応じた加算を設けるなどして欲しい。山あいでは倒木等もあり、安全な通行の確保・維持に労力がかかる。
- 農地を守るためには林地の手入れも必要。林地等の環境整備加算の創設。日照阻害等を行う林地の管理面積に応じた加算。
- 鳥獣被害対策加算。（鳥獣被害の状況に応じて、対策を実施する場合に加算）
- 超急傾斜農地保全管理加算の販売促進活動の要件緩和。（協定規模の小さい山間部では困難。）

6. 協定期間に対する意見等

- 5年から3年（2年）または、単年度区切りの制度として欲しい。（5年先は遠い。3年程度が適切。3年おきに計画の達成状況を踏まえて、取組内容を更新していく方が地域の実情に合っているのではないか。5年先にとのよいうな集落でありたいかと言われたも、暗い未来しか想像できない。高齢者に5年は長い。息の長い計画は、後半に役員に多大な負担がかかる。1期5年は長すぎて、役員のなり手がいない。）

3 集落におけるアンケート調査結果（集落からの意見等 3/3）

7. 活動に伴う事務に対する意見等

- 事務手続きの簡素化。事務量又は書類の数を減らす。（事務量が多く、高齢化している農業者（役員）にはきつい。苦痛である。）
- 現地確認の簡素化。（現地確認が9/30までと国実施要領決められているため、8月9月の酷暑の時期に一筆ずつ確認の立ち会いを求められる。何とかならないか。また、現地確認に合わせて、草刈りを求められ、猛暑の中草刈りをしなければいけないのも負担。田植えの時期などであれば草刈りもしており、涼しく確認もしやすい。）
- 共同作業実施の際に作成する活動記録の簡素化。活動状況の写真や実施場所の位置図を作成することは手間がかかる。
- 提出書類の簡素化。（書類の様式（白紙）だけではどう書くか、わからない。制度が難解で、様々な要件等があり、理解するのに時間がかかる。事務の内容をもっと簡単にして欲しい。役員以外は書類を書けない。）
- 農地に係る規制が複雑。事務処理に時間がかかる。農道の拡幅をするにしても非常に手間と時間がかかる。（このため、登記をしなかったり、手続きをしないのが常態化している。直払制度に関わると農地転用等で法令遵守が求められるため大変な負担となっている。）

8. 制度全般に対する意見等

- 要件がわかりづらく、参加者の皆が理解できない。交付金の用途などの説明が年度ごとに変わるため、取り組みづらい。（要件緩和等柔軟な対応は良いと思うが…）
- 高齢化や担い手不足が年々進む中、交付要件等様々な条件を満たすことが年々困難になってきている。中山間の荒廃を防ぐためには、いろいろと条件をつけずに取り組みやすくすべき。
- 集落に関わることなので、非農業者の方がより参加する制度になればよい。

4 市町村におけるアンケート調査結果（回答状況及び市町村からの意見等 1/3）

（1）アンケート調査の回答結果

①市町村の回答結果

◎別添のアンケート調査票（市町村用）参照

（2）制度に対する意見（問16の記載内容から抜粋）

1. 交付金に対する意見等

- 交付単価の見直し。（田と畑の単価を統一（有力品目への転換を促しやすくなる）。田と畑の単価差の見直し（現状は差が有り過ぎる）。地目・傾斜等を問わず統一単価での交付を望む（農地の追加等毎に傾斜測定が必要）。地域の实情に応じた単価設定（高齢化率、維持管理コスト、圃場整備率等の係数をかける）等）
- 交付金の返還条件の緩和（遡及返還規定の廃止等）
- 交付金の算定方法の見直し。（面積を実測するか詳細な図面での図測としているが、公簿面積を使えるように緩和して欲しい。）

2. 対象農地に対する意見等

- 特に意見なし

3. 交付金の用途・配分に対する意見等

- 実施要領の運用から「市町村は、協定参加者に対して条件不利地での適切な格差是正のため、交付金のおおむね1/2以上を個人配分に充てることを原則であることを指導する。」との文言の削除。（個人配分に回すより、様々な集落活動に活用して貰う方が地域の活性化、格差是正に結びつくのではないか。）

3 市町村におけるアンケート調査結果（市町村からの意見等 2/3）

4 対象活動に対する意見等

- 特に意見なし。

5 加算措置に対する意見等

- 後継者や新規就農者を確保した場合に営農が継続できるよう支援できる加算制度の創設。
- 不整形・狭小等生産性が著しく低い農地に対する加算。（山間の集落は今の単価では守れない。）
- 鳥獣被害対策加算。（鳥獣被害の状況に応じて、対策を実施する場合一に加算）
- 集落連携加算の広域化支援を次期対策も引き続きお願いしたい。
- 広域化支援については、山間部では、前提条件の新たな人材の確保が困難である。広域化した後で、新たな人材を確保することも認めるなど要件緩和を実施して欲しい。
- 超急傾斜農地保全管理加算の販売促進活動の要件緩和。（協定規模の小さい山間部では達成困難。）

6 協定期間に対する意見等

- 5年から3年区切りの制度として欲しい。（5年という長さが協定の更新時にネックとなっている。高齢者に5年は長い。後半に役員に多大な負担がかかる。1期5年は長すぎて、役員のなり手がいない。）
- 協定期間の短縮が難しいのであれば、遡及返還規定の緩和（遡及返還の対象を協定全体から協定違反の該当農地部分のみに限定する等）もしくは集落戦略のメリット措置の期間延長及び面積要件の緩和等を検討すべき。

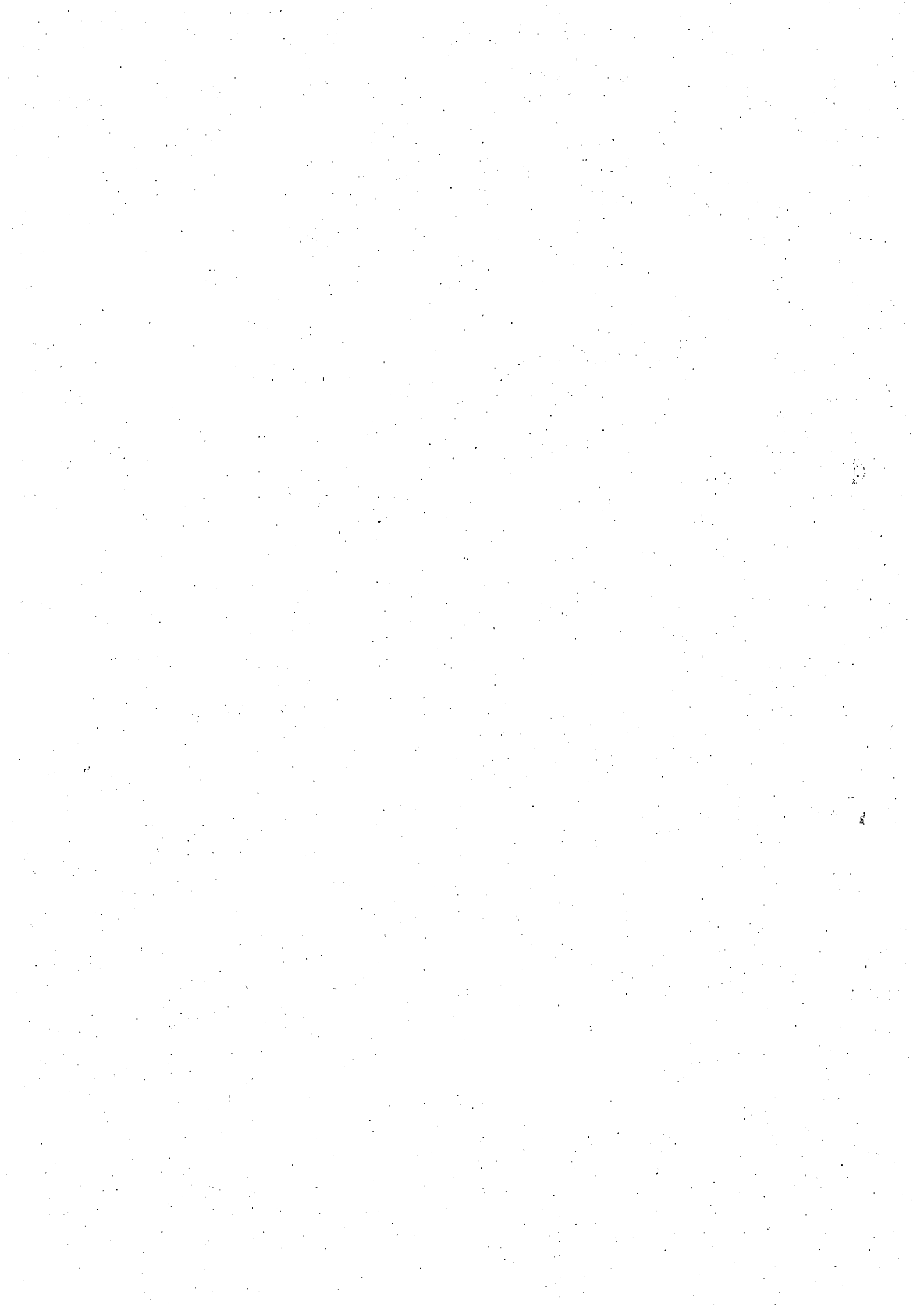
3 集落におけるアンケート調査結果（市町村からの意見等 3/3）

7. 活動に伴う事務に対する意見等

- 制度の内容をシンプルにして欲しい。（協定書の内容や要件が簡潔でなく、必須取組等や集落で目指す目標が協定書からわかりにくい。制度が難解すぎて農業者が理解できないまま、実施している。市町村担当も1年程度担当しないと制度を理解できない。）
- 事務手続きの簡素化。事務量又は書類の数を減らす。（事務量が多く、高齢化している農業者（役員）にはきつい。事務を担う人材が不足している現状で、さらに事務量を増やしていくようなのは逆行している。今後、事務的な負担が制度への取組みをさらに困難にしていると予想される。少しでも簡素化出来るよう考慮頂きたい。）
- 農地の加除がある度に、傾斜や農地面積の再測定などかなりの時間を費やしている。傾斜で単価差を設けないことや面積を測定せずに公簿面積を使えるなどの緩和を要望する。
- 農業者に作成させる書類の量が多く、また遡及返還規定もあるため、どうしても質の維持等のために、多大な時間をかけてチェックを行わなければならない。農業者の事務軽減が、市町村担当者の事務軽減にもつながる。

8. 制度全般に対する意見等

- 近年、交付金の用途などの取り扱いが年度ごとに変わるが、それが年度末辺りに変更内容が周知されるため、集落への周知期間が十分取れない。非常に推進しづらい。（要件緩和等柔軟な対応は良いと思うが…）年度末ではなく、10月末辺りに変更内容は確定させていただきたい。
- 単価を下げてもいいので、遡及返還規定の緩和（協定違反農地に限定）や期間短縮等、思い切った制度設計の見直しをしないと山間部は切り捨てられることになる。
- 平場と中山間地域の条件不利は正とあるが、中山間地域の中にはそれ以上の格差がある（中間地域と山間地域の差）。一括りに中山間地域と括らずに、地域差を設けてはどうか。
- 集落戦略について、作成費支援として定額の交付金を集落に交付できないか。（現在、作成コストが持ち出し。）



アンケート調査票 (集落協定用)

※ 選択した回答の「□」にチェックマーク(「☑」)を付けて下さい。

<本制度そのものの評価について>

問1 あなたの地域の集落協定は、本制度の次期対策(平成32年度～)にも取り組むことができますか。

- 12 ① 協定農用地を拡大し、次期対策にも取り組むことができる
- 214 ② 協定農用地は現状のまま、次期対策にも取り組むことができる
- 316 ③ 次期対策には取り組むが、一部、荒廃が懸念される協定農用地を協定から除外せざるを得ない
- 52 ④ 次期対策に取り組むことは困難と思われる

問2 問1で①又は②と回答した集落の方にお伺いします。協定農用地は、次期対策期間を含め、10年後も耕作、または維持管理が継続されていると思いませんか。

- 110 ① 継続されている
- 116 ② 一部、荒廃しているかもしれない

問3 問1で①又は②と回答した集落の方及び問2で①と回答した集落の方にお伺いします。次期対策～10年後、協定内で耕作、または維持管理の中心となるのは、どのような方ですか。次の中から1つ選んで下さい。

- 118 ① 協定参加者である農家(担い手)
- 24 ② 協定参加者である法人や生産組織
- 2 ③ 協定参加者である新規就農者
- 61 ④ 現在の協定参加者(集落ぐるみ)
- 19 ⑤ 協定参加者の後継者
- 2 ⑥ 協定外の法人、生産組合、個人

問4 問1で③又は④と回答した集落の方及び問2で②と回答した集落の方にお伺いします。

なぜ、次期対策～10年後は協定農用地の耕作、または維持管理、農道・水路等の管理等に係る共同活動が出来なくなると考えていますか。次の中から選んで下さい(3つまで)。

- 293 ① 高齢化・後継者不足によるリーダー等の不在
- 251 ② 高齢化や人口減少により、農道・水路等の管理が困難
- 298 ③ 農業の担い手が不在、または不足
- 89 ④ 農業生産自体の収益が見込めず耕作の継続が困難
- 130 ⑤ 鳥獣被害の拡大
- 11 ⑥ 出役調整や日当の支払いなどの事務負担
- 97 ⑦ 耕作放棄の発生に伴う廻及返還への不安
- 19 ⑧ その他 →

・作業効率が管理が難しい農地があるため
・高齢化で耕作困難となる農地の後継者がいない
・高齢化の進行、人口増を望む方策もない現状で、地域の存続自体も危うい 等々

問5 問1で③又は④と回答した集落の方及び問2で②と回答した集落の方にお伺いします。

次期対策～10年後に、協定農用地の保全・管理、共同活動の継続的な実施を確保するためにどんなことに取り組んでいますか、または今後、取り組みもうと考えていますか。次の中から選んで下さい(4つまで)。

- 100 ① 生産組合や法人の設立、新規就農者など担い手の確保
- 155 ② 機械・施設の共同利用
- 131 ③ 担い手への農地集積・集約化
- 52 ④ 新規作物、加工・直売による収益の向上
- 227 ⑤ 鳥獣被害の防止
- 151 ⑥ 活動の核となる若手人材の確保
- 122 ⑦ 他集落との連携
- 26 ⑧ 地域運営組織などの農業の枠を超えた自治組織との連携

【集落協定の広域化に取り組んでいる集落】

※ 協定農用地の合計面積が15ha以上の集落協定、または「集落協定の広域化支援」に取り組んでいる集落協定の代表者の方にお聞かせします。

問8 問1で①又は②と回答した集落の方及び問2で①と回答された集落の方にお伺いします。
 どのような点で次期対策～10年後も協定農用地の耕作、または維持管理、農道・水路等の管理等の共同活動ができる体制が整ってきたと思いますか。次の中から選んで下さい(2つまで)。

- 19 ① 協定参加者の人数が増え、役割分担を見直すことにより、農地の保全・管理や共同活動を効率的に行えるようになった。
- 7 ② 事務作業を若手が担当するようになり組織運営が効率化した。
- 16 ③ 農業生産の担い手を確保することが出来た。
- 12 ④ 「集落戦略」を作成することで、耕作放棄等による全農地の適及返還がなくなり精神的負担が軽減された。

10 ⑤ その他 →

・交付金による共同活動の充実
 ・個々の農業者の意識が高い
 ・協定参加者はまだ元気であり、維持できる
 ・非農家の協力が得られるようになってきた
 ・優良農地が多く、耕作者の管理意識も高い 等々

問9 問1で①又は②と回答した集落の方及び問2で①と回答された集落の方にお伺いします。

集落内における協定面積の拡大や複数集落が連携した広域協定を締結できた要因は何だと思いますか。次の中から選んで下さい(3つまで)。

- 37 ① 調整役となる集落リーダーがいた。
- 25 ② 広範にわたる協定の事務や会計作業を担える適格者がいた。
- 12 ③ 市町村、JAや土地改良区などの関係団体、それ以外のコーディーネーター等による仲介や調整活動に対する支援があった。
- 5 ④ 協定農用地外又は複数集落で耕作する認定農業者や生産組合・法人など担い手による仲介や調整活動への協力があつた。
- 6 ⑤ 農道や水路がつながっていることや出入作が多いなど、一体的に取組を進めた方が効率的であつた。

8 ⑥ 地形や圃場条件が類似しており、同じ問題を抱えていた。

6 ⑦ 土地改良区やJA支店等の単位であり、会合など昔から交流があつた。

2 ⑧ その他 →

・農家の高齢化と後継者不足により、必要に迫られた
 ・過去の取り組みの成果

【小規模・高齢化集落支援に取り組んでいる集落】

問10 問1で①又は②と回答した集落の方及び問2で①と回答された集落の方にお伺いします。

どのような点で次期対策～10年後も協定農用地の耕作、または維持管理、農道・水路等の管理等の共同活動が継続できる体制が整ってきたと思いますか。次の中から選んで下さい(2つまで)。

- 0 ① 協定参加者の人数が増え、役割分担を再検討することにより共同活動が効率的に行えるようになり、荒廃が懸念されていた農地で耕作が維持できた、又は維持できる見通しが出た。
- 0 ② 農業生産の担い手を確保することが出来た。
- 0 ③ 小規模・高齢化集落において、寄り合い回数が増加した。
- 0 ④ 「集落戦略」の作成により、耕作放棄等による全農地の適及返還がなくなり精神的負担が軽減された。

0 ⑤ その他 →

【超急傾斜農地保全管理加算に取り組んでいる集落】

問11 問1で①又は②と回答した集落の方及び問2で①と回答された集落の方にお伺いします。

どのような点で次期対策～10年後も協定農用地の耕作、または維持管理、農道・水路等の管理等の共同活動が継続できる体制が整ってきたと思いますか。次の中から選んで下さい(2つまで)。

- 17 ① 超急傾斜の法面の草刈りをより多くの人員で行えるようになった。
- 9 ② 法面や耕作道等の維持・改良、防草シートの設置により、担い手の負担が軽減され、担い手による耕作が可能となった。
- 7 ③ 棚田や樹園地で生産された米、果樹等にブランド名を付けて、販売することにより、所得が増加した、または増加の目処が立った。
- 1 ④ 農作業体験を含めた交流イベントを開催し、棚田や樹園地等の知名度が向上した。

12 ⑤ その他 →

・交付金による共同活動の充実
 ・個々の農業者の意識が高い
 ・新たな担い手が確保できた 等々

【多面的機能支払又は環境保全型直接支払にも取り組んでいる集落】

問12 本制度に加え多面的機能支払、または環境保全型直接支払に取り組んだことによりどのような効果がありましたか。次の中から選んで下さい(2つまで)。

- 129 ① 水路や農道の維持・管理等の内容が更に充実した(新規の取組、取組規模の拡大、施設の改修、回数が増加など)
- 3 ② 本制度の交付金を担い手の確保や農地集積、6次産業化など取組に活用できるようになり、営農継続への気運が高まった。
- 51 ③ 鳥獣被害の防止に取り組めるようになった。
- 4 ④ 有機農業等の高付加価値農業に取り組む気運が高まった。
- 9 ⑤ 集落間連携による広域化が進み、人材や労働力確保の面で実施体制が更に強化された。
- 15 ⑥ 活動組織に地域住民や団体などが加わり、寄り合い、祭りや伝統行事など地域活動が更に活発になった。
- 24 ⑦ その他 →

・農道や水路の維持管理の中・山間直接支払の個人分配が増加した
・特になし 等々

問13 本制度に加え多面的機能支払、または環境保全型直接支払に取り組むにあたって課題となったことはありますか。次の中から選んで下さい(2つまで)。

- 37 ① 農業生産活動等を継続するための活動(基礎単価部分)の追加実施など、本制度に取り組むための要件(ハードル)が高くなった。
- 111 ② 事業計画の申請書類が別々であったり、出役計画、支払等を全て区分する必要があるなど事務負担が増えた。
- 38 ③ 管理対象施設を区分する必要があるなど、現場で活動を実施するにあたって、複雑かつ非効率な面があった。
- 16 ④ 交付金返還の仕組みが異なっており、集落の合意形成に苦慮した(本制度は、全農地選及返還、多面的機能支払は当該農地のみ選及返還)。
- 21 ⑤ その他 →

・交付対象となる農地が異なること。
・交付金の使い分け、制度の違いにより事務が複雑になった。
・多面支払は少額で使い勝手も悪い
・交付金の使途について考え方が違ふ
(高齢者は鳥糞や草刈りへ、若者は高価設備へ) 等々

【「集落戦略」の取組状況】

問14 全ての集落について、10～15年後の将来を見据えた「集落戦略」を作成した場合、合計15ha以上の集落協定、または、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定においては、協定活動違反(耕作・維持管理がされない)などによる交付金の選及返還規定が、全ての農地から協定活動違反をした農地のみの選及返還となり、「5年間の確約に対する不安」等が軽減されますが、この「集落戦略」についてどのような取組んでいますか。次の中から1つ選んで下さい。

- 32 ① 現在の集落で「集落戦略」を作成済み
- 10 ② 他集落と連携した「集落戦略」を作成済み
- 17 ③ 現在の集落で「集落戦略」を作成予定
- 3 ④ 他集落と連携した「集落戦略」を作成予定
- 345 ⑤ 具体的に取組んでいないが、農地保全等を継続していく上で「集落戦略」は必要であると考えている。

187 ⑥ 作成する予定はない →

(理由)
・他地区との交流・連携が少ない
・高齢者による耕作者減少
・現段階で必要性を感じていない
・15ha未満で、スリットがないから
・リターナーがない 等々

問15 問14で②又は④と回答された集落の方にお伺いします。他集落と連携して「集落戦略」を作成、または作成する予定である場合、集落協定はどのような内容で統合しましたか、または、統合する予定ですか。次の中から1つ選んで下さい。

- 9 ① 統合前の各協定の取組に差があったので、それぞれの集落が旧協定の取組内容をそのまま継続する形で統合した、または、統合する予定である。
- 1 ② 統合前の各協定の取組に差はあったが、より前向きな取組(体制整備や各加算の取組みなど)を行っている協定の取組内容に統一して統合した、または、統合する予定である

【B要件又は集落協定の広域化、あるいはその両方に取り組んでいる協定】

問17 人材確保に関して、現状及び将来の見通しはどうなっていますか。次の中から1つ選んで下さい。

- 42 ① 新たな人材を確保した。
- 3 ② 半年以内に人材を確保できる見通しがある。
- 14 ③ 人材確保には至っていないが、農地の確保、農業者の就業機会、住宅の確保等について、関係機関と協議は進めており、受け入れ体制は整いつつある。
- 3 ④ その他 →

・人材確保に努力している
・現状維持

<地域外からの「人の呼び込み」について>

人口減少や高齢化が進む中、地域を支える人材の確保が重要になっていきます。そこで、問18～問20では「地域外からの人の呼び込み」に関するお聞きします。

問18 集落（集落を含む広域的な地域を含む）では、都市住民との交流や地域おこし協力隊をはじめとする外部人材の受け入れなど「地域外からの人の呼び込み」に取り組んでいますか(①、②の複数回答可)

- 34 ① 棚田オーナー制度や体験農園、収穫体験や田舎暮らし等の体験プログラムを実施、又は実施を検討している。
- 58 ② 地域おこし協力隊や集落支援員、NPO法人、大学等の教育機関との交流、受け入れを実施、又は実施を検討している。
- 206 ③ 将来的には「地域外から人を呼び込む取組」実施したいが、具体的な検討は行っていません。
- 307 ④ 「地域外から人を呼び込む取組」を実施する予定はない。

1 ③ 統合前の各協定の取組に差があり、より前向きな取組（体制整備や各加算の取組みなど）を行っている協定もあつたが、協定間の合意形成を図るため、最も基礎的な取組（基礎単価のみなど）を行っている協定の取組内容に統一して統合した、または、統合する予定である

0 ④ 統合前の各協定の取組に大きな差がなかったもので、取組内容を統一して統合した、または、統合する予定である。

0 ⑤ 協定のない集落と連携した、または、連携する予定である（協定の取り込み）。

0 ⑥ その他 → (理由)

問16 問14で①又は②と回答した集落の方にお伺いします。「集落戦略」で示された将来方向実現のための特別な取組を行っていますか。次の中から選んで下さい(2つまで)。

- 4 ① 生産組合や法人の設立
- 8 ② 農地中間管理機構へ農地を貸し付け
- 12 ③ 新規就農者、地域おこし協力隊、NPO法人など新たな担い手の確保
- 19 ④ 他集落との連携
- 5 ⑤ 集落全体の課題解決に必要な補助事業の実施

7 ⑥ その他 →

・担い手等への農地のあわせん
・現在には行っていないが、将来的には頻りに話し合い、集落全体で話し合い
・特になし

問19

問18で①及び②と回答した集落の方にお伺いします。取組を実施するにあたって、課題となったこと、集落の合意形成を図る上で苦労したことは何ですか(複数回答可)

- 24 ① 地域外から人を受け入れるための事務局機能の確保(申し込み、問い合わせ、現地での受付、コーディネート等)
- 38 ② 農作業や地域活動に係るサポート(農作業が忙しい中で、どのように対応するか等)
- 10 ③ 「何をしてもらいたいのか」「どのような人に来てほしいか」といった目的や人物像の絞り込み(受入プログラムやターゲットの絞り込み)
- 9 ④ これまで集落で実施してきた、農業生産活動やコミュニティ活動等と異なる考え方や手法を持つ者との調整(「気遣い」や「混乱」、「農作業技術が未熟ではないか」等に対する懸念の払拭)
- 12 ⑤ 2次交通手段(最寄駅から現地まで)の確保
- 24 ⑥ 交流者の受入施設や地域おこし協力隊など活動の核となる者の生活環境の確保(住宅等)
- 20 ⑦ 交流者の受入に伴う費用(農具等の準備物)や地域おこし協力隊など活動の核となる者の賃金などの経費負担
- 11 ⑧ その他

・来る人のイメージと集落の人のイメージを合致させること
 ・受付案内の広帯が十分にできていない。
 ・一部スタッフだけではなく、地域全体で取組がいるという捉え方ができる企画の工夫
 ・検討段階であり具体的な課題は現在ない

問20

農業外の個人・組織が協定に参加している集落の方にお伺いします。NPO法人、地域おこし協力隊、集落支援員、大学等の教育機関など農業外の個人・組織は主にどのような活動を行っていますか。次の中から選んで下さい(4つまで)。

- 38 ① 耕作が困難となった農地等における農業生産
- 121 ② 除草作業や水路等の維持・管理
- 9 ③ 加工、直売、農家レストラン等の6次産業化
- 3 ④ 棚田オーナー制度や体験農園、収穫体験等の各種体験プログラムの実施
- 0 ⑤ 手間のかからない生産や作業の方法等の開発と提案

(この問の回答は次頁に続きます)

- 1 ⑥ 農産物の販売促進や若手人材の募集など地域外への情報発信と調整活動

- 9 ⑦ 出役計画や交付金の支払い等の事務
- 9 ⑧ 地域の伝統的なお祭りへの参加
- 5 ⑨ 地域に伝わる伝統的な食材、行事等の伝承(小学校等への出前事業等の実施)
- 3 ⑩ 高齢者等の買い物、通院等のための送迎サービス
- 5 ⑪ その他 →

・鳥獣害防止施設の取組が強化
 ・地域イベントの活性化
 ・京畿作物植栽
 ・常会活動
 ・アドバンスや構成員への連連絡作業

<耕作放棄の発生防止、抑制について>

問21 本制度に取り組んでいなければ、協定農用地については平成27年度から平成31年度の5年間で、どれくらい農用地が耕作放棄されると思いますか。次の中から1つ選んで下さい

- 3 ① 全て
- 47 ② 5割以上
- 23 ③ 4割程度
- 94 ④ 3割程度
- 127 ⑤ 2割程度
- 187 ⑥ 1割程度
- 113 ⑦ 耕作放棄されない

<集落機能の維持について>

問22 本制度に取り組むことにより「協働意識(*)」は集落で着したと思いますか。次の中から1つ選んで下さい。

*この場合の「協働意識」とは、集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識

- 58 ① 取り組む前に比べて大いに高まった。
- 365 ② 取り組む前に比べて一定程度、高まった。
- 163 ③ 取り組む前とかかわらない。
- 8 ④ 取り組む前よりも意識が低下した。

問23 人口減少や高齢化が進む中で、農地等の維持や集落コミュニティを含む集落の生活全体(集落そのもの)をどのような取組で維持しているか、今後どのような取組で維持しているかと考えているかをお聞かせ下さい。

※これまで回答していた内容に限らず、例えば、「学校、医療機関、行政機関の統廃合等により、住民が平地に移住し、集落に住む人が減少しているため、通い耕作により農地を維持している、鳥獣害や空き家の点検をしている」など、農地維持のみに限定せず、集落全体の維持に関するお考えを自由に記載して下さい。

(具体的な内容を記載して下さい)

<今後の中山間地域等直接支払制度のあり方について>

問24 全ての集落について、中山間地域の農業農村を維持していく上で、今後も中山間地域等直接支払制度は必要だと思えますか。

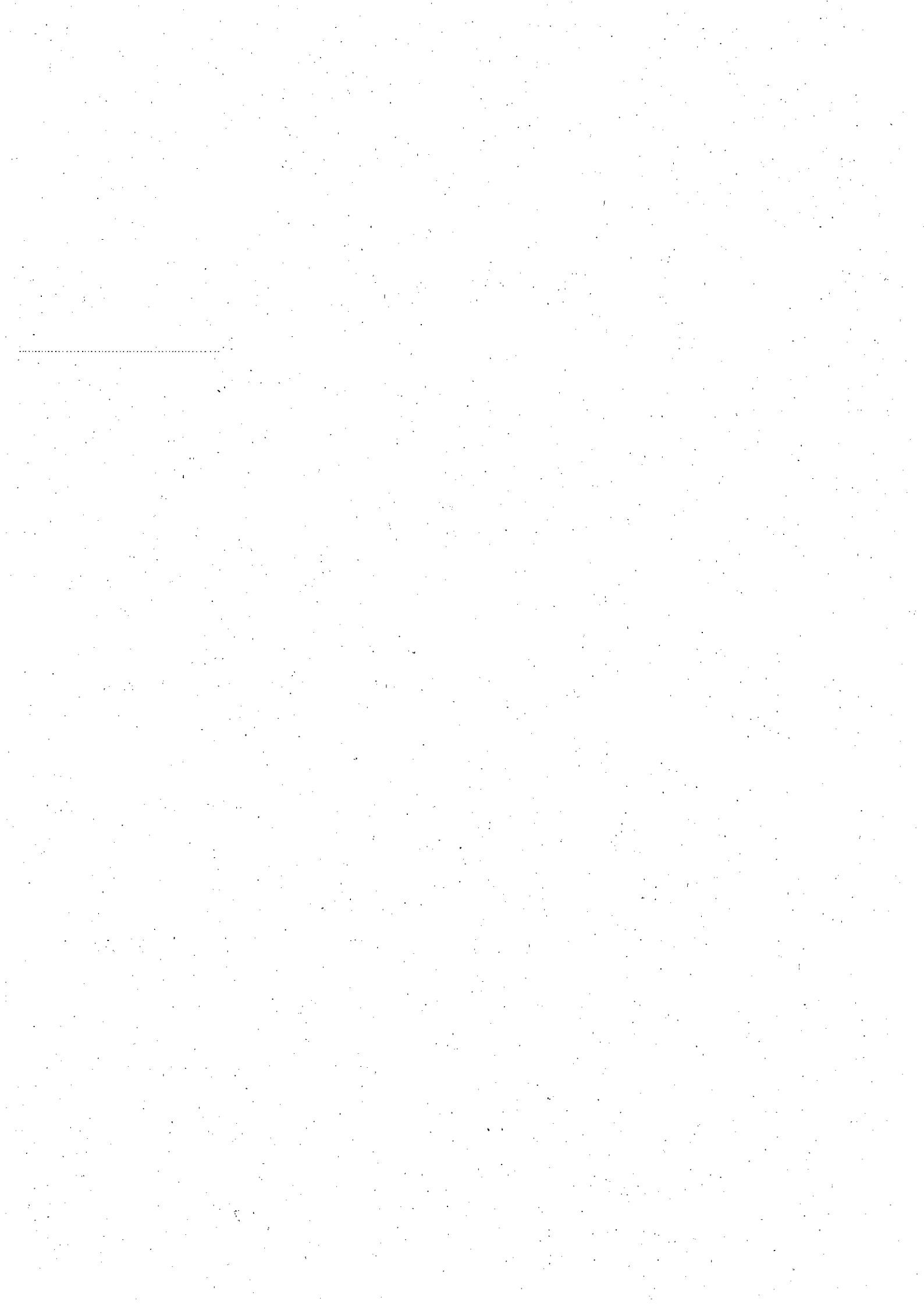
- 421 ① 現行の制度のまま、継続する必要がある。
- 172 ② 制度を一部、見直した上で、継続する必要がある。
- 1 ③ 必要ない。

問25 問24で②と回答した集落の方にお伺いします。具体的などのような見直しが必要と考えているか具体的な内容を教えて下さい。

(具体的な内容を記載して下さい)

問26 問24で③と回答した集落の方にお伺いします。今後、どのような方で集落の農地を維持しているかと考えているのか、具体的な内容を教えて下さい。

(具体的な内容を記載して下さい)
・肉体的、費用的に無理である



アンケート調査票（市町村用）

※ 選択した回答の「」にチェックマーク（）を付けて下さい。

<本制度そのものの評価について>

問1 市町村内の集落協定等は、本制度の次期対策（平成32年度～）にも取り組むことができますか。

- 0 ① 新規協定や協定農用地を拡大し、次期対策にも取り組むことができ
- 3 ② 協定農用地は現状のまま、次期対策にも取り組むことができる
- 16 ③ 次期対策には取り組むが、一部、荒廃が懸念される協定農用地を協定から除外せざるを得ない協定がある
- 11 ④ 一部の協定では、次期対策に取り組むことは困難と思われる

問2 さらに、市町村内の協定農用地は、次期対策～10年後も耕作、または維持管理が継続されていると思いませんか。

- 2 ① 継続されている
- 28 ② 一部の農地が荒廃する協定が出てくるかもしれない

問3 一部の農地が荒廃すると考えられる協定ではどのような問題を抱えていますか。次の中から選んで下さい（3つまで）。（問2で②と回答した市町村のみ回答してください）

- 25 ① 高齢化・後継者不足によるリーダー等の不在
- 13 ② 高齢化や人口減少により、農道・水路等の管理が困難
- 23 ③ 農業の担い手・後継者が不在、または不足
- 7 ④ 農業生産自体の収益が見込めず耕作の継続が困難
- 11 ⑤ 鳥獣被害の拡大
- 1 ⑥ 出役調整や日当の支払いなどの事務を担う者が不在、又は不足
- 3 ⑦ 耕作放棄の発生に伴う圃及返還への不安
- 0 ⑧ その他 →

問4 一部の農地が荒廃すると考えられる協定では5～10年後に、協定農用地の保全・管理、共同活動の継続的な実施を確保するためにどんなことに取り組む必要があると考えていますか。次の中から選んで下さい（4つまで）。（問2で②と回答した市町村のみ回答してください）

- 17 ① 生産組合や法人の設立、新規就農者など担い手の確保
- 13 ② 機械・施設の共同利用
- 15 ③ 担い手への農地集積・集約化
- 5 ④ 新規作物、加工・直売による収益の向上
- 20 ⑤ 鳥獣被害の防止
- 24 ⑥ 活動の核となる若手人材の確保
- 6 ⑦ 他集落との連携（協定の広域化等）
- 0 ⑧ 地域運営組織などの農業の枠を超えた自治組織との連携
- 3 ⑨ 他の交付金との事務局機能の一元化や事務の外注化など事務負担の軽減
- 0 ⑩ ①～⑨以外の取組 → （取組内容）

問5 問4で回答した取組を地域において進めるにあたって、どのような支援が必要と考えていますが、次の中から選んで下さい（3つまで）。（問2で②と回答した市町村のみ回答してください）

- 13 ① 組織・法人の設立や農地集積に向けた調整に関する支援
- 12 ② ノウハウを持った第三者による集落内の調整、他集落や地域運営組織などの自治組織との連携に向けた支援
- 23 ③ 新規就農者、地域おこし協力隊、NPO法人など核となる人材の斡旋
- 8 ④ 出役調整や交付金の配分など事務手続の補助する者の確保や組織の立ち上げ
- 7 ⑤ 新規作物の導入や加工・直売に関する技術的支援及び販路の確保

6 ⑥ 集落の農家動向を踏まえ、高収益作物の導入や加工・直売、都市との交流など集落の目指すべき「将来ビジョン」の提示

2 ⑦ その他 →
 ⑧ 集落協定、集落営農の取組み成功事例の共有
 ⑨ 農地の整地等の基盤整備事業による耕作条件の向上

問6 平成27年度からの新たな対策で、効果的と思われるものは何ですか(複数回答可)。

【要件等の見直し】

- 2 ① 個人受給上限額の引き上げ(100万円→250万円)
- 29 ② 全額遡及返還の免除事由に家族の病气その他これらに類する事由を追加
- 2 ③ 全額遡及返還の免除事由に地域再生法に基づく地域農林水産業施設、または整備誘導施設への転用を追加
- 3 ④ 一部返還事由に、協定に参加する農家以外の者の住宅への転用を追加
- 5 ⑤ 一部返還事由に、林業又は水産業関連施設(地域農林水産業関連施設を除く)への転用を追加
- 9 ⑥ 「集落戦略」を作成することで、耕作放棄された時などの全農地に係る交付金の全額返還を、耕作放棄等がされた農地のみの返還とする仕組み

0 ⑦ 当該農地のみの返還事由に、「発電シート等の支柱以外の設備」を追加

2 ⑧ 協定認定年度以降に採択された土地改良事業に伴う地目変更(田→畑など)について、当該農地の交付金単価を4期対策期間中は、変更前の地目の単価とする経過措置

【体制整備要件】

(A要件)

1 ④ 活動メニューを「農業生産性」に整理・再編(10項目→5項目)

(B要件)

3 ⑩ 活動メニューを女性・若者・NPO法人等の参画を得た取組に整理・再編

【加算措置】

- 15 ⑪ 超急傾斜農地保全管理加算の新設
- 10 ⑫ 集落協定の広域化支援(集落連携・機能維持加算)の拡充(本制度を実施している集落との連携も加算対象)

【集落協定の広域化】

問7 協定参加者の高齢化や減少に対処するため、複数の集落が連携し、協定活動の中心となる人材や農業生産の相い手を確保するなど取組体制を強化していくことが重要ですが、市町村内の集落等における協定の連携・統合(広域化等)の動きについて教えて下さい。次の中から1つ選んで下さい。

- 2 ① 着実に進んでいる
- 4 ② ある程度、進んでおり、今後は着実に進む見込である。
- 4 ③ 広域化等の動きは遅れているが、広域化等の必要性について、集落等の理解が進んでおり、今後の進捗が見込める。
- 20 ④ 進んでいない。

問8 協定の広域化等を進めるにあたっての課題があれば教えてください(複数回答可)。

- 16 ① 関係する集落や参加者の意見をもとめていける力量をもったリーダーがいらない。
- 17 ② 関係する集落や参加者の活動方針・内容、交付金の使途に差があり、意見がまとまらない。
- 16 ③ 農業生産を担える担い手や集落営農組織がいらない、または不足している。
- 15 ④ 広範にわたる協定の事務や会計作業を担える適格者がいない。
- 1 ⑤ 専任の事務担当者の設置等に必要な経費(人件費や事務経費)の増加について、参加者の理解が得られない、または、不足している。

- 1 ⑥ 特に課題はない。
- 5 ⑦ その他

→
 ・歴史的な経緯や立地条件上、集落ごとに独立した農業に対する取り組み方や会計方針があるため、広域化は難しい。
 ・広域化するにあたって各集落が納得するメリットがないと進まない。加算の要件が厳しい。
 ・(加算措置を受けるための)人数要件を満たすのが難しい。等々

【集落戦略の取組】

問9 全ての集落について、10～15年後の将来を見据えた「集落戦略」を作成した場合、合計15ha以上の集落協定、または、集落連携・機能維持加算に取り組み集落協定においては、協定活動違反(耕作・維持管理がされない)などによる交付金の遡及返還規定が、全ての農地から協定活動違反をした農地のみの遡及返還となり、「5年間の確約に対する不安」等が軽減されませんが、市町村内の集落等における集落戦略の作成の動きについて教えてください。次の中から1つ選んで下さい。

- 1 ① 作成は着実に進んでいる。
- 2 ② 作成は、ある程度、進んでおり、今後は着実に作成が進む見込である。

- 4 ③ 作成は遅れているが、集落戦略の必要性について、集落等の理解が進んでおり、今後、作成の進捗が見込める。

- 23 ④ 作成は進んでいない。

問10 「集落戦略」の作成を進めることや、同戦略の将来方向を実現するため、市町村では特別な取組を行っていますか。次の中から選んで下さい(複数回答可)。

- 19 ① 集落の会合等において、地域の農業者の状況を示した上で、集落戦略の趣旨、メリット等について周知
- 2 ② 集落戦略の「協定農用地の将来像」に関する事務支援(地番、地目、管理者等のリスト作りや意向調査の実施など)
- 1 ③ 他集落とのマッチングなど広域協定の締結(協定の統合等)に對する支援(15haを超える規模の協定づくりや集落連携・機能維持加算への取組の推進)
- 2 ④ 生産組合や法人の設立に向けた支援
- 1 ⑤ 農地中間管理機構との連携
- 1 ⑥ 新規就農者、地域おこし協力隊、NPO法人など新たな担い手の確保
- 2 ⑦ 集落全体の課題解決に必要な補助事業の実施
- 8 ⑧ その他

→
 協定面積が小さいため、要件緩和のメリットが受けられない。このため、特に取り組みを行っていない。
 (8市町村全てこの内容)

【人材確保の取組】

問11 協定の活動を強化していくため、内外を問わず新たな人材の確保が重要ですが、市町村では人材確保のためどのような取組を行っていますか。次の中から選んで下さい(複数回答可)。

- 1 ① 新たな人材募集のチャレンジを作成し、内外のイベントで配布している。

- 4 ② 地元市町村のホームページに募集ページを掲載している。
- 19 ③ 移住・定住・地域おこしに関連したイベント、フェアに参加し、人材募集を行っている。
- 14 ④ 地域おこし協力隊等の積極的な募集・受け入れを実施している。
- 2 ⑤ 地域の自然、農林業、伝統文化などを活用した都市との交流を継続的に実施する中で、人材募集を行っている。
- 5 ⑥ 農地情報の公開や農業法人等とのマッチングなど新規就農者の積極的な募集・受け入れを行っている。
- 3 ⑦ 就業機会(仕事)の紹介・斡旋、空き家の紹介・調整や農家住宅の整備など所得・生活面での支援を行っている。
- 0 ⑧ 協定活動の事務作業に伴う経費(人件費等)や家賃等への支援など経費面での支援を行っている。

2 ⑨ その他 → 県普及所と連携し、主要品目の産地振興策書の策定を検討している。
 ・特にならない。新規就農者の受け入れ等は行っているが、協定外の集落であったりするので、協定の活動への影響はない。

<耕作放棄の発生防止、抑制について>

問12 本制度に取り組んでいなければ、市町村内の協定農用地については平成27年度から平成31年度の5年間で、どれくらいの農用地が耕作放棄されると思いますか。次の中から1つ選んで下さい。

- 0 ① 全て
- 0 ② 5割以上
- 1 ③ 4割程度
- 9 ④ 3割程度
- 10 ⑤ 2割程度
- 8 ⑥ 1割程度
- 2 ⑦ 耕作放棄されない

<集落機能の維持について>

問13 本制度に取り組むことにより「協働意識(*)」は各集落で定着したと思いますか。次の中から1つ選んで下さい。

*この場合の「協働意識」とは、集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識

- 3 ① 取り組み前と比べて大いに高まった。
- 26 ② 取り組み前と比べて一定程度、高まった。
- 1 ③ 取り組み前とかわらない。
- 0 ④ 取り組み前よりも意識が低下した。

問14 人口減少や高齢化が進む中で、市町村内の集落では、農地等の維持や集落コミュニティを含む生活全体(集落そのもの)をどのようなく組で維持しているか、今後どのようなく組で維持していくのかがよいと考えているか、お聞かせ下さい。

※これまで回答していた内容に限らず、例えば、「学校、医療機関、行政機関の統廃合等により、住民が平地に移住し、集落に住む人が減少しているため、圃場耕作により農地を維持している、鳥獣害や空き家の点検をしている」など、農地維持のみに限定せず、集落全体の維持に関するお考えを自由に記載して下さい。

(具体的な内容を記載して下さい)

<今後の中山間地域等直接支払制度のあり方について>

問15 中山間地域の農業農村を維持していく上で、今後も中山間地域等直接支払制度は必要だと思いますか。

- 14 ① 現行の制度のまま、継続する必要がある。
- 16 ② 制度を一部見直した上で、継続する必要がある。
- 0 ③ 必要ない。

問16 問15で②と回答した市町村の方にお伺いします。具体的にどのような改善が必要と考えているか具体的な内容を教えてください。

(具体的な内容を記載して下さい)

問17

該当し

問15で③と回答した市町村の方にお伺いします。今後、どのような方策で地域の農地を維持していくのが有効と考えているのか、具体的な内容を教えてください。

(具体的な内容を記載して下さい)



都道府県中間年評価書

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部地域農業推進課
(市町村数)		(協定数)	
①全市町村数：34 ②対象市町村数：34 ③促進計画策定市町村数：34 ④交付市町村数：30		①協定数：595 ②基礎単価：320、体制整備単価：275 ③集落協定：594 ④個別協定：1 ④交付市町村数：30	
(交付面積)			
①耕地面積：27,800ha ②対象農用地面積：10,833ha ③交付面積：6,639ha (基礎単価：2,035ha、体制整備単価：4,604ha) ④加算単価面積 (集落連携・機能維持加算：1,833ha、超急傾斜農地保全加算：1,331ha) ⑤地目別交付面積 (田：5,083ha、畑：1,484ha、草6ha、採66ha) ⑥交付基準別交付面積：通常地域 (急4,195ha、緩2,012ha、高239ha、草0、特0) 特認地域 (急 95ha、緩 98ha、高 0、草0、特0)			
交付総額	1,029百万円	配分割合	(個人) 594百万円 (共同取組) 435百万円
(協定の概要)			
①1協定当たりの参加者数：22人、交付面積11.2ha、交付金額173万円 ②参加者一人当たりの交付金額7.9万円 ③1市町村当たりの協定数：20、交付面積221ha、交付金額3,430万円			
交付金交付の評価 (運用第17等)			
1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況			
<p>ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、<u>全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。</u></p> <p>但し、マスタープランの取組内容に温度差が非常にあるため、効果の薄いと感じる取組を実施している集落では、第5期対策で協定面積の縮小や協定廃止、今後は高齢化の進行と共に行政や周辺集落との繋がりが希薄になっていくのではないかと考えている。</p> <p>※集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：6、返還が必要な協定数：0</p>			
2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況			
<p>ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、<u>全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。</u></p>			
(1) 耕作放棄の防止等の活動			
<p>種々の取組のうち、①法面点検を実施している協定が60%、②柵・ネット等の設置が35%、 ③賃借権設定・農作業の委託が35%、その他は10%未満の選択となっている。</p> <p>※集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：10、返還が必要な協定数：0</p>			
(2) 水路・農道等の管理			
<p>水路は543協定、農道は578協定、その他施設は1協定で管理活動を実施している。</p> <p>※集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：1、返還が必要な協定数：0 ※全協定の管理水路の延長：2,080km 管理農道の延長：2,005km (※H28DSより)</p>			
(3) 多面的機能を増進する活動			
<p>種々の取組のうち、①周辺林地の草刈りが63%、②景観作物の作付が32%、 ③堆きゅう肥の施肥が8%、その他の活動は数協定が選択となっている。</p> <p>※集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：3、返還が必要な協定数：0 ※周辺林地の下草刈の面積：46ha、柵田オーナー制度の対象面積：768㎡、 市民農園等の面積：1,000㎡、体験民宿の施設数：1 (※H28DSより)</p>			
<p>●法面管理、鳥獣害対策、賃借権、周辺林地や景観作物等、従前より行っている活動を選択している協定がほとんどであるが、制度を活用することで経費の面で集落の負担軽減になっている他、市町村職員がその内容を年1回以上確認することで集落にチェックの目が入り、耕作放棄地の発生防止及び農業生産活動の継続に役立っている。</p> <p>●また、近年鳥獣被害に苦慮する協定が増えてきており、耕作放棄の防止等の活動として柵・ネット等の設置が増えてきている。</p> <p>●市町村担当者、集落、農業者、各々の意識の差から、活動の質に大きな差が存在しており、どの程度の活動を行えば適正と判断できるのか指導・助言に苦慮している。</p>			

3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。

〈体制整備要件〉

(1) A要件

各取組のうち、①機械・農作業の共同化を25、②高付加価値型農業の実践を0、③農業生産条件の強化を8、④担い手への農地集積を3、⑥担い手への農作業の委託を19協定が選択している。

※選択協定数：34、指導・助言が必要な協定数：0、返還が必要な協定数：0

(2) B要件

各取組のうち、①新規就農者の確保を12、②地場農産物の加工販売を41、③消費・出資の呼び込みを0協定が選択している。
指導・助言が必要な協定は全て②を選択した協定となっている。

※選択協定数：49、指導・助言が必要な協定数：6、返還が必要な協定数：0

(3) C要件

支援体制のうち、集落ぐるみ型を167、組織対応型を61、担い手型を10、行政等支援型を3協定が選択している。(※H28DSより)

※選択協定数：232、指導・助言が必要な協定数：2、返還が必要な協定数：0

〈加算措置〉

(1) 集落連携・機能維持加算

※選択協定数：38、指導・助言が必要な協定数：4、返還が必要な協定数：0

(2) 超急傾斜農用地保全管理加算

※選択協定数：145、指導・助言が必要な協定数：4、返還が必要な協定数：0

●29年度の要件緩和により、超急傾斜加算に取り組む集落が大幅に増加し、超急傾斜地の耕作放棄地の発生防止及び農業生産活動の継続に役立っている。

4 集落協定内における話し合いの状況

ほぼ全ての協定で制度の実施に必要な話し合いが十分に行われている。話し合いの回数に減少が見られる等、指導・助言の必要な協定もあるが、協定で指導・助言等を行うことにより、全ての協定で制度の実施に必要な話し合いは、十分に行われる見通し。

※集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：13、返還が必要な協定数：0

※話し合いの回数が増加：56、変わらない：532、減少：6

5 集落戦略への取組状況

- 取組の必要性についてわからないと回答した協定は235協定と、依然4割ほどの協定代表者等が取組の必要性を判断できるほど、集落戦略の取組内容を理解できていない。
 - 未作成の544のうち、担い手が確保されるなど将来に向けた体制が一定整備されている集落等を除く452が指導・助言の対象となっている。
 - 指導・助言の必要な協定のほとんどが15ha以下の協定であり、隣接集落等と連携出来ない場合はメリット措置がないため、広域連携が進まない地域は作成の検討に至ることができない状況。
- また、集落戦略のメリット措置と作成の手間を天秤にかけ、魅力を感じないとの判断で未作成の集落に対して、指導・助言等のみで動かすことは困難である。

集落戦略をほとんどの集落で作成させるのであれば、作成手法のマニュアル化・簡素化、電子ファイルで記載例入りのひな形の配布、集落戦略作成後の具体的なメリット活用の事例集、集落戦略作成の手引き等を作成すべきと考える。

※集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：452、返還が必要な協定数：0

(1) 協定内で集落戦略を作成する必要性

①必要：212、②不必要：147、③わからない：235

(2) 集落戦略の作成状況

①作成済：42、②作成中：8、③未作成：544

(3) 集落戦略の実現に向けた取組

①実施中：47、②実施を検討中：79、③未実施：468

-
- 協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外） 128協定
 - 指導・助言が必要な協定数〔（指導内容による分類）〕 466協定
 - 返還等の措置が必要な協定数〔全額返還／2割返還／加算分返還／交付停〇協定〕

制度の評価（成果と課題）

①農業生産体制について

- ・ A要件又はB要件を選択している協定は体制整備単価の協定の2割程となっており、3期対策時と比較すると大幅に増加している。
→これは加算措置（広域化）の影響によるものであるが、概ね達成基準はクリアできる見込みで、着実に地域で生産体制の構築の芽が育まれている。
- ・ しかし、その取組内容を見ると多くの協定は現在の共同取組の活動維持を目標に掲げており、発展的な活動、好循環を産み出すという形までは厳しい状況である。
協定参加者の内訳では、農業外の個人・組織が参加した協定が151あり、県内全体で非農業者の参加者数は構成員の割ほどと、3期と比較して割合は増加している。
→これは、多面的機能支払との重複実施が主な要因であるが、水路・農道の維持管理作業のほか農業生産、加工・販売等の6次産業化、協定事務のサポート等多様な活動に参加している。
- ・ また、県内に集落営農組織が200程度存在するが、そのうち159組織は構成員や活動範囲が協定のそれと一部又は完全に重複している。
→このことは、制度への取組が集落営農への取組の入り口となっていること、県内の集落営農の推進において、多大な影響・効果をもたらしていることを示している。
- ・ しかし、高齢化やリーダー役を担う人材不足、人材の確保が課題となっており、現在組織数の増加は伸び悩んでいる。

②所得形成について

- ・ A要件の「高付加価値型農業の実践」を選択している協定は0だが、協定から集落営農組織に発展した集落において、組織の所得向上を図るための活動として行われている。
- ・ B要件の「加工・販売」を選択している協定は41ある。
多くは交付金を加工設備の更新や活動経費等に活用するなどして取組の維持・向上に向けて着実な取組が見込まれるが、いくつかの協定で達成基準への到達に遅れが見られる。
→その理由としては、加工作業のリーダー役の方が倒れてしまい、加工の活動が停滞している、販路開拓が思うように進んでいない等、人材不足・売り先の確保・商品のブラッシュアップが課題となっている。
- ・ また、B要件の加工・販売については数値目標等の設定が自由なため、目標が非常に高い協定と最低限の協定が併存している。
政策目的として、交付金の費用対効果の面でも、目標とすべき基準を明確にしてくれた方が取組を推進しやすい。（例としては、現在の販売額から10%以上アップ or 販売額 50万円以上の達成等）
- ・ 現在の状態は、会検時に判断基準の説明を求められる、判断基準を厳しくすると農業者から説明を求められる等、市町村担当者が対応に苦慮している。

③集落維持について

- ・ 耕作放棄地の防止、水路・農道等の管理、多面的機能を増進する活動やC要件を選択している232協定の取組は、ほぼ全ての協定で概ね達成基準はクリアできる見込みで、着実に集落の維持活動は行われている。
- ・ しかし、C要件の集落ぐるみ型を選択している集落（167協定※H28DS）の多くは、現時点では地域の担い手の方が引き受けているため問題ないが、いずれ訪れる中心的な農業者がリタイヤした際には体制を維持できないと考える。それまでの間に組織化を図れない場合は、中心的な農業者のリタイヤが協定の崩壊、集落の農地維持活動に支障をきたし、中山間地域の農地の荒廃化が一気に進む可能性がある。
制度により、農地が維持されているうちに、集落営農の組織化を早急に図る必要がある。

④行政取組等について 別紙3のとおり。

⑤制度全体の総合的な評価について

- ・優264協定、良320協定、可11協定、不可0となっている。全体的に高評価で着実な取組がなされていると評価できる。

本制度は、集落等での共同活動を実施する際の貴重な財源、参加する農業者の営農上の財政的な保障になっており、そのことが制度への取組意欲、耕作意欲減衰の低減、ひいては耕作放棄地の発生防止、多面的機能の発揮の促進につながっている。

- ・本制度を活用して、積極的に体制整備に取り組む集落等も見られるが、多くの集落では現状維持が目標になっていることが多い。

しかし高齢化・過疎化が進行する中、地域によっては、維持目標を掲げるだけでも精一杯、という地域も存在する。

→体制整備の達成基準を全国一律ではなく、地域差を設けることも必要ではないかと考える。

- ・また、事務処理を担う協定役員の負担感が年々高まっており、特に繰越金の取り扱いの変更については不満も多い。適正な額の範囲であれば「繰越額を次年度の共同活動（水路・農道の維持等）に使用」といった目的での繰越は妥当と考える。（多くの協定で、事務処理を嫌い、早期支払で対応するのではなく、役員等が立替払を行うことで対応している状況。）

- ・事務処理の煩雑さ、高齢化等から、事務代行の要望も高い。事務代行組織の設立を考えている市町村も増えてきている。

→事務代行の取組事例を全国から収集し、優良事例を情報提供できれば役立つのではないかと考える。

→様式等についても、もう少し平易な表現や直感的にわかりやすい形式に改めること（協定書の様式も堅く、農業者自身何を定めたのか、いまいち理解できていない）や記載例等の充実、パンフレット等の紙媒体、文字媒体の情報伝達だけでなく、DVDやHP上での動画公開など視覚的な情報伝達手段の活用も必要である。

- ・さらに、協定期間を5年から3年もしくは単年度ごとに短縮して欲しいとの意見がなお根強くある。

→なぜ短縮を求める声が消えないのか、なぜ参加者は不安に思うのか、農業者の心に寄り添い、制度の根幹をなす協定期間がなぜ1期5年なのか、それが取組を通して理解できる設計、理解できる説明に努めるべきである。こうした意見を踏まえた制度設計を今後検討していく必要があると考える。

(様式2-2の別紙1)

「指導・助言」の内訳

対応の方向	集落協定数	個別協定数
① 話し合い活動の充実	17	
② 非農家等多様な人材の参画推進	70	
③ 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	56	
④ 地域外者等との連携強化	11	
⑤ 近隣集落等の連携強化	127	
⑥ 活動内容の再検討(変更)	4	
ア 活動目標	4	
イ 達成目標		
ウ 加算措置		
エ 単価		
⑦ 組織的な営農活動の導入	23	
⑧ 共同取組活動の充実	10	
⑨ 共同取組活動や集落行事の再点検(内容や参加状況)*	95	
⑩ 協定参加者の意向把握*	258	
⑪ 農業者や農業生産活動の状況を提示(課題の明確化)*	79	
⑫ その他(集落戦略の作成を検討するよう指導、景観作物(永年作物)の改植について検討、話し合い活動の充実、集落戦略について個別説明)	21	

*は「集落協定内での話し合いの状況」「集落戦略への取組状況」のみに該当する指導助言項目

注) 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。

「返還措置等」の内訳

指導内容	集落協定数等	
	件数	金額(円)
① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還)		
② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還)		
③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止)		
④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止)		
⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還)		
⑥ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還)		
⑦ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止)		
⑧ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還)		
⑨ 加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止)		

注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。

都道府県の推進活動等

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部地域農業推進課
1. 市町村の取組に関する集計			
(1) 推進体制			
①市町村数：30			
②1市町村当たりの担当者数：1.6人			
③業務の内訳：「協定書の審査や交付金の交付事務」、「集落等への事務支援」、「実施状況の確認」が主な業務となっている			
(2) 支援体制			
①関係機関・団体との連携状況			
(i) 市町村の他部局：9市町村			
(ii) 都道府県の出先機関：9市町村			
(iii) JA：10市町村			
(iv) 農業委員会：17市町村			
(v) 土地改良区：1市町村			
(vi) 農地中間管理機構：0市町村			
(vii) その他：3市町村（農業公社、狩猟会等）			
②連携の内容			
(i) 市町村の他部局：公共事業実施に係る調整、小さな拠点づくり、農業者の所得確認等			
(ii) 都道府県の出先機関：現地確認、集落営農の推進、6次産業化の取組等			
(iii) JA：交付金の支払事務、農産物のブランド化、集落営農の推進等			
(iv) 農業委員会：現地確認、荒廃農地調査、農地情報の共有、農地の斡旋			
(v) 土地改良区：農道・水路等の情報共有			
(vi) 農地中間管理機構：事例なし			
(vii) その他：農作業受委託の調整、事務支援の実施、鳥獣被害情報の共有			
③「支援チーム」による取組：事例なし			
(3) 集落等への支援内容・効果			
①市町村が行った主な支援内容：「書類作成の事務支援」、「問い合わせや相談（活動内容や交付金の用途等）への対応」、「制度説明会の開催」			
②市町村による支援の効果：「書類の質的向上」、「集落の事務作業の負担が軽減されたことによる農業者の取組意欲の向上」、「制度への理解が一定程度深まった」、「集落内の協働意識の向上」、「共同活動や集会が円滑に実施された」、「協定内容が着実に実施された」、「集落の代表者等との信頼関係の構築」、「農業者の不安軽減」等			
③市町村の自己評価：○が27市町村、△が3市町村、となっている			
2. 市町村の自己評価に対する都道府県の評価			
(1) 市町村の推進活動等に関する評価			
市町村段階の推進活動に関し、中山間地域等直接支払制度に関する業務量は、県内全体で、年間で5,700人・日余りと膨大な人と時間を要している。（毎年約1ha分の交付金を交付するために1人・日分の業務量を費やしている計算になる。）			
また、支援体制では、他部局や県出先機関、JA等と連携している部分はあるものの局所的な対応での連携となっており、制度全体の推進や集落の将来像実現に向けた支援チームの結成等には発展していない。			
しかし、高齢化・過疎化の進む中、協定違反及び交付金返還となる協定を極力発生させないために多大な時間を要して、交付金の算定業務、集落が作成する書類の質の維持、毎年変更を繰り返す制度を高齢の農業者に理解して貰う、実施状況の細かい確認作業等を行うことは、現行制度上やむをえないことであり、集落側からも「市町村の事務支援のおかげでなんとか制度に取り組むことが出来ている」との声も聞く。			
ゆえに、市町村段階の推進活動は、制度への理解と円滑な制度の実施、耕作放棄地の発生防止といった面で、一定の効果を発揮しており、おおむね評価できるものであったと判断する。			

(2) 今後、必要な支援

まずは、市町村の持つマンパワーの配分の見直し、5700人・日の業務量の配分について、費用対効果等も考え、思い切った事務の効率化、より創造的な支援への転換が必要。高齢農業者に対しての制度の説明や傾斜や面積の測定、書類作成の事務支援等を短時間でできるようにし、現状では後回しになっている、制度の目的の一つ「条件不利地の集落で継続的に農業のできる体制の構築」が行えるよう、業務遂行に余裕を持てる体制の構築が急務である。

また、集落等への制度を活用した取組事例の情報提供がほとんど行われておらず、優良事例の横展開が図れていない。これは、HPやメールに偏っている国・県の情報提供の仕方にも工夫があるが、市町村職員からも情報を能動的に取りに行く、集落の代表者等に、自らが学びの機会を提供するといった意識の改革が必要。

引き継ぎに際しても中断なく支援を実施できるよう業務のマニュアル化を行うことや各種事業を個別に推進するのではなく、連携して推進する体制の構築。誤った運用を広めないように基本的な知識を習熟し、ヒューマンエラーを抑える仕組みづくり等が必要。

3 都道府県による市町村への支援の内容等

(1) 都道府県の推進体制

担当職員1名に、その上席の職員が業務サポートという2名体制で市町村支援を行っている。他部局と連携した取組としては、「高知県が推進している集落活動センター（高知県版の小さな拠点）と集落協定との連携」を模索しているが、それ以外では、「他部局との連携」「出先機関の関与」「市町村支援チーム」「農地中間管理機構、JAの都道府県組織、農業会議など関係機関・団体との連携」などはない。

(2) 市町村に対する支援内容と効果

No.1	取組面積の回復、加算措置の活用
No.2	制度の周知・徹底
No.3	広域連携の推進

市町村に対する支援の効果

4期対策初年度に取組面積は大幅に落ち込んだものの、29年度には3期末の面積の95%程まで回復、加算措置を活用する市町村や集落は大きく増え、交付金を活用した種々の取組により「耕作放棄地の発生防止」の効果を中山間地域にもたらしている。
また、市町村における集落代表者等への説明会参加等により、制度に参加する農業者の、制度内容の理解度向上、整備する書類等の質的向上が図られた。
広域連携については、目に見える成果は上がっていないが、普実に市町村職員の意識等は変わってきており、各地域で少しずつ動き出す集落が出てきている。

4 都道府県の推進活動等に関する自己評価等

(1) 都道府県の推進活動に関する自己評価

市町村や集落が求める支援を満足には行えていないが、限られた人員等の中では、効率的・効果的な支援が行えたのではないかと考えている。

(2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援

5期初年度に協定丸ごと廃止になる集落を極力減らすため、集落協定の広域化と協定農用地の担い手の組織化（集落営農の推進）を引き続き支援していく。併せて多面的機能支払交付金の重複実施や協定組織の事務代行組織の設立など中山間直払を土台とした地域農業の体制作り（体制の再構築）に取り組んでいく。

また、これからの地域農業をどう守っていくのか、集落等にどういった体制を構築していくのが良いのか、これまで以上に、より創造的な支援が求められている。県には、市町村職員が時間的余裕を産み出し、より効率的に動ける支援が求められている。

今回の調査で示された市町村の業務量は、必ずしも取組面積や協定数に単純比例したものではないことから、多大な時間を費やしている市町村からはその原因を、効率性の高い市町村からはなぜそれが可能なのかを明らかにし、県内全体で情報共有し、省力化に努める必要がある。市町村と集落の役割分担等の思い切った見直し等もすすめ、業務改善や取捨選択を促し、定例的な業務や書類作成等についてのマニュアル化にも取り組む必要がある。

さらに、取組事例の情報共有方法の見直し等により、農業者の知識習得をより効果的に進める他、市町村や地域の課題を把握したうえでの支援に努める必要がある。

また、関連団体等との連携はほぼなく、県段階では担当部署単独で制度推進を行っている状態であり、他県事例も参考に出先機関等と連携した推進活動について検討してみることも必要である。

上記内容を進めるに当たって、県や市町村の知恵や業務改善だけでは当然解決できないことも出てくる。そういった際は、国等へ積極的に、相談や政策提言等を行い、制度そのものの抜本的な改善や知識の提供等、様々な面での後押しを得ることも必要である。